

平成27年

健康福祉環境の現況

(平成26年度統計年報)

新潟県佐渡地域振興局健康福祉環境部

(佐渡保健所)

利用者のために

この「健康福祉環境の現況」は、平成 26 年における保健及び福祉の統計、事業実績及び現況について集計収録したものである。

1 人口動態関係用語の解説

- ◆乳 児 死 亡：生後 1 年未満の死亡。
- ◆新 生 児 死 亡：生後 4 週未満の死亡。
- ◆早 期 新 生 児 死 亡：生後 1 週未満の死亡。
- ◆死 産：妊娠満 12 週以後の死児の出生。
- ◆周 産 期 死 亡：妊娠満 22 週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの。
- ◆合 計 特 殊 出 生 率：15 歳から 49 歳までの女子の年齢階級別出生率を合計したもので、1 人の女子が、その年次の年齢階級別出生率で一生の間に生むとした時のこども数に相当する。

2 各比率の算出方法

$$\text{◆出生（又は死亡）率} = \frac{\text{出生（又は死亡）数}}{\text{10 月 1 日現在人口}} \times 1,000$$

$$\text{◆乳児（又は新生児）死亡率} = \frac{\text{乳児（又は新生児）死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$$

$$\text{◆死 産 率} = \frac{\text{死産数}}{\text{出生数+死産数}} \times 1,000$$

$$\text{◆周産期死亡率} = \frac{\text{妊娠満 22 週以後の死産数+早期新生児死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$$

$$\text{◆婚姻（又は離婚）率} = \frac{\text{婚姻（又は離婚）届出件数}}{\text{10 月 1 日現在人口}} \times 1,000$$

$$\text{◆合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{母の年齢階級別出生数}}{\text{10 月 1 日現在年齢階級別女子人口}} \right\} \text{ 15 歳から 49 歳までの各 5 歳階級の合計}$$

3 統計表の表章記号の規約

係数のない場合	—
係数不明の場合	…
単位の 2 分の 1 未満の場合	0.0, 0.00

目 次

◆概 要

第1章 管内の概況	1
1 風土、産業	1
2 人口、世帯	1
第2章 健康福祉環境部の概要	4
1 機構及び所管業務	5
2 保健所沿革	6
3 職員配置	7
第3章 人口動態	8
1 人口動態総覧	8
2 出生率の推移	8
3 死亡率の推移	8
第4章 地域福祉	10
1 地域福祉	10
2 高齢福祉	11
3 心身障害者福祉	14
4 児童福祉	15
◇中央福祉相談センター佐渡駐在	17
第5章 地域保健	18
1 栄養改善・健康増進指導	18
2 母子保健	18
3 健康増進事業	20
4 介護体制整備に関する活動	21
5 特定疾患	22
6 精神保健福祉	22
7 医療	24
8 薬事・献血	26
9 結核	27
10 防疫	28
11 歯科保健	28
第6章 生活衛生	30
1 生活衛生営業関係	30
2 水道関係	30
3 食品衛生関係	30
4 動物愛護及び管理関係	31
5 特定建築物関係	31
第7章 環境	32
1 廃棄物対策	32
2 温泉	33
3 鳥獣保護・狩猟	33
4 公害対策	33

◆統計資料

1	人口動態	35
2	衛生教育	40
3	地域福祉	41
4	生活保護	41
5	高齢福祉保健	44
6	障害福祉	45
7	家庭児童	47
8	栄養改善・健康増進指導	48
9	母子保健	50
10	健康増進事業	57
11	地域看護	66
12	特定疾患	68
13	精神保健	72
14	医療	77
15	薬事・献血	79
16	結核	80
17	防疫	81
18	歯科	86
19	生活衛生	89
20	食品衛生	91
21	動物愛護	94
22	環境衛生	95
23	廃棄物	96
24	温泉	97
25	鳥獣保護・狩猟	98
26	公害対策	99
27	検査	104

概 要

第1章 管内の概況

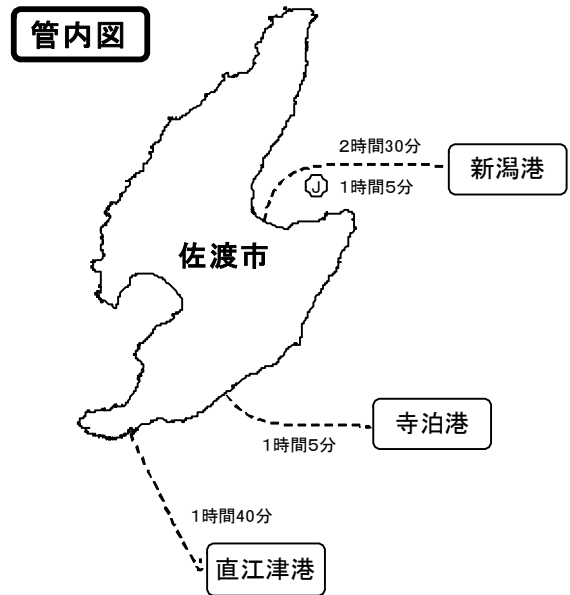
1 風土、産業

佐渡地域振興局健康福祉環境部が所管区域とする佐渡島は、平成16年3月1日、1市7町2村が合併した佐渡市からなり、周囲約280.4km、面積約854.76km²で、国内最大の離島である。北に金北山を主峰とする大佐渡山地、南に小佐渡丘陵が並行して走り、中央部に国仲平野が広がっている。豊かで美しい自然環境に恵まれた島である。

豊かな自然環境は、国際保護鳥であるトキが生息していたことや世界農業遺産（GIAHS）に認定されたことで、島民の環境保全への意識も高まり、自然と調和した開発や国土保全、エコアイランドの推進が求められている。

鉄道のない佐渡島においては、住民の移動手段には専ら自家用車が利用されている。他方、唯一の公共交通機関である路線バスは、利用者の減少が続いているのが現状であるが、高齢者や中・高校生などの移動手段として、依然として重要な役割を果たしている。

主な産業は農業、水産業、観光関連産業が中心であるが、雇用の場が少なく、若年層の島外流出が続いている。



2 人口、世帯

(1) 人口、世帯数

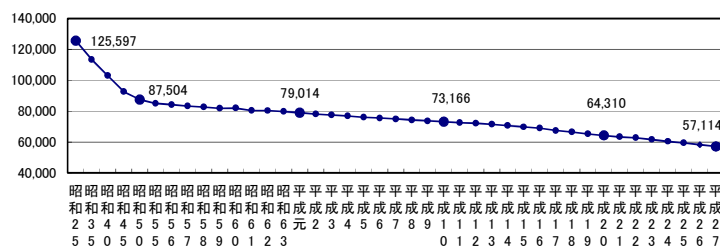
管内の人口は、平成27年10月1日現在57,114人で、ピーク時の昭和25年当時(国勢調査125,597人)と比較すると50%以上の減となっており、さらに減少傾向が続いている。

◆人口、世帯数、1世帯あたり人員

	人口		世帯数		1世帯あたり人員	
	新潟県	佐渡市	新潟県	佐渡市	新潟県	佐渡市
H7	2,488,364	74,949	757,341	24,893	3.29	3.01
H12	2,475,733	72,173	795,868	25,418	3.11	2.84
H17	2,431,459	67,386	819,552	24,604	2.97	2.84
H22	2,374,450	62,727	839,039	23,755	2.83	2.64
H23	2,362,581	61,655	858,999	24,875	2.75	2.48
H24	2,347,092	60,415	869,977	24,735	2.70	2.44
H25	2,330,797	59,376	874,542	24,627	2.67	2.41
H26	2,313,820	58,221	879,598	24,424	2.63	2.38
H27	2,295,664	57,114	884,755	24,248	2.59	2.36

資料：H7～22年は総務省「国勢調査」、左記以外の年次は県統計課推計値（各年10月1日現在）

◆管内人口推移（昭和25年～平成27年各年10月1日現在）



注：昭和35年までは10年単位、昭和35年から昭和55年までは5年単位、以降は1年単位で掲載している。

(2) 年齢構成

◆市町村年齢階層別・男女別人口

平成 27 年 10 月 1 日現在 (県統計課)

年齢区分 市町村名	総数		0～4歳		5～9歳		10～14歳		15～19歳		20～24歳		
	総数	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
佐渡市	57,114	27,440	29,674	964	898	1,096	929	1,083	1,057	1,259	1,256	800	681

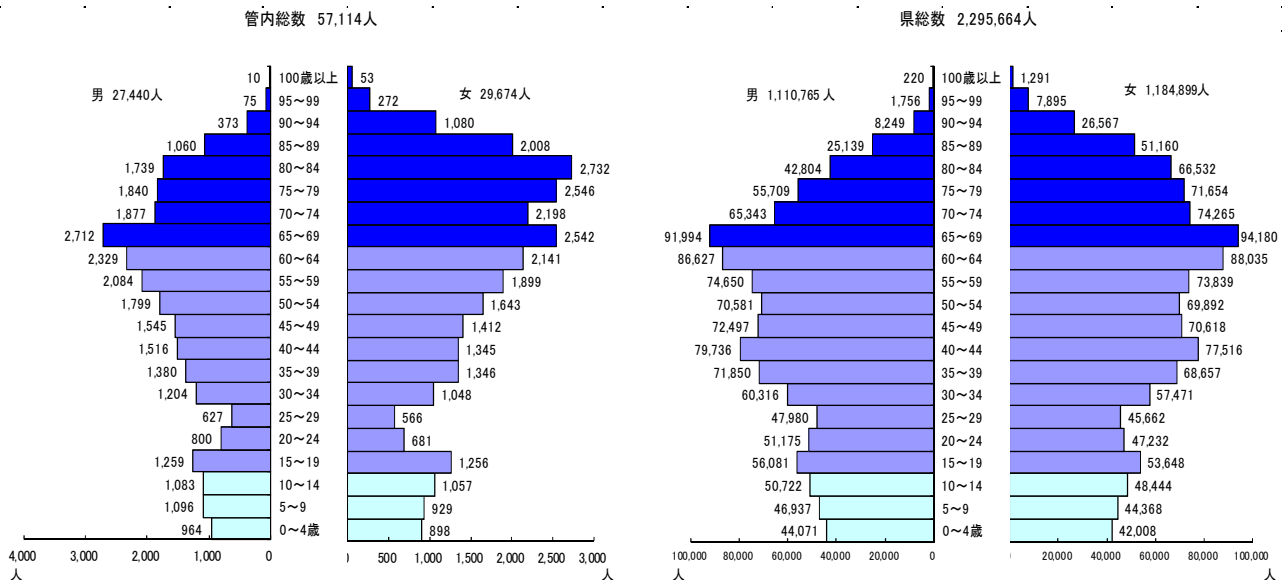
年齢区分 市町村名	25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳		45～49歳		50～54歳		55～59歳		60～64歳	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
佐渡市	627	566	1,204	1,048	1,380	1,346	1,516	1,345	1,545	1,412	1,799	1,643	2,084	1,899	2,329	2,141

年齢区分 市町村名	65～69歳		70～74歳		75～79歳		80～84歳		85～89歳		90～94歳		95～99歳		100歳以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
佐渡市	2,712	2,542	1,877	2,198	1,840	2,546	1,739	2,732	1,060	2,008	373	1,080	75	272	10	53

注：年齢には年齢不詳を含まず、差引不能を含むので総数には一致しない。

年齢階層別の数値はH22 国勢調査を基準とした推計値である。

平成 26 年 10 月 1 日現在の管内の年齢階層別人口を人口ピラミッドでみると、管内は 20 代前半の人口が少なくくびれ現象を示している。県全体と比較すると高齢者の割合が大きく、今後も少子・高齢化が続くものとみられる。(資料：県統計課推計人口)



(3) 年齢 3 区分別人口構成の推移

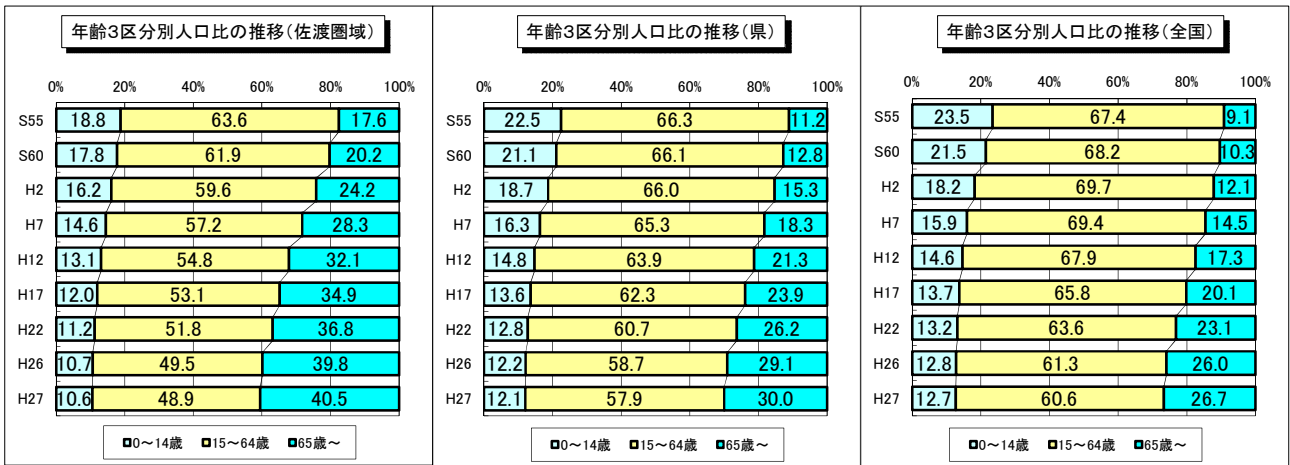
管内の人口構成を、年少人口 (14 歳以下)、生産年齢人口 (15 歳以上 64 歳以下)、老年人口 (65 歳以上) の 3 区分でみてみると、年少人口及び生産年齢人口は、実数、割合ともに減少傾向にあり、老年人口については増加の傾向が続いている。

◆管内年齢 3 区分別人口の推移

年次	0～14歳		15～64歳		65歳～		総人口
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	
S55	15,986	18.8	54,035	63.6	14,921	17.6	84,942
S60	14,593	17.8	50,753	61.9	16,592	20.2	81,939
H2	12,619	16.2	46,535	59.6	18,893	24.2	78,061
H7	10,917	14.6	42,855	57.2	21,177	28.3	74,949
H12	9,467	13.1	39,553	54.8	23,149	32.1	72,173
H17	8,069	12.0	35,799	53.1	23,514	34.9	67,386
H22	7,041	11.2	32,515	51.8	23,081	36.8	62,727
H26	6,200	10.7	28,782	49.5	23,149	39.8	58,221
H27	6,027	10.6	27,880	48.9	23,117	40.5	57,114

資料：S55～H22 年は総務省「国勢調査」、左記以外の年次は県統計課推計人口 (各年 10 月 1 日現在)

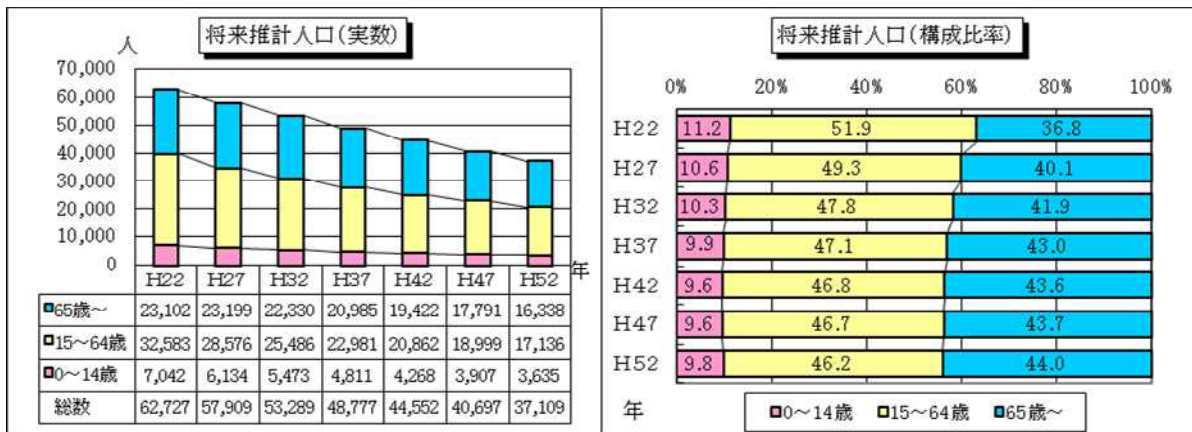
また、管内の年齢3区分別人口構成比を県平均と比較してみると、年少人口の割合が県平均より低く、老年人口の割合が県平均より高い状況のまま推移している。老年人口割合は39.8%（県平均29.1%、全国平均25.1%）で、県内では最も高齢化が進行している圏域である。管内の少子・高齢化は、県平均を上回る速度で進んでいる。



資料：S55～H22年は総務省「国勢調査」、左記以外の年次は県統計課推計人口（各年10月1日現在）

(4) 将来推計人口

平成17年国勢調査結果に基づいた平成22年推計と、平成22年に行われた国勢調査結果を比較すると、推計を上回る速度で佐渡地域の人口減少及び少子高齢化が進んでいることがわかる。



(注) 資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

第2章 健康福祉環境部の概要

平成14年4月1日から佐渡地域振興局がスタートし、これまでの単独縦割り事務所制を見直し、地域の視点から各分野が連携して総合的に業務を行うこととなった。これに伴い、従来の地域福祉センターと保健所は統合され健康福祉環境部となり、保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化による住民ニーズに対応するための新たな一歩を踏み出した。業務は、保健・医療・福祉・衛生・環境等多岐に渡っている。

保健部門については、少子・高齢化が進み、疾病構造が変化する中で、生活習慣病予防、介護予防に重点をおくとともに、子どもから高齢者までライフステージに合わせた健康づくりに取り組めるよう各種施策を推進している。また、精神保健福祉、自殺、難病、結核・感染症対策や医療・薬事の監視指導に努めている。

企画福祉部門については、一人暮らしや介護が必要な高齢者の増加などの複雑・多様化する福祉ニーズに対応するため、佐渡市と連携して支援体制の整備に努めている。また、障害者が必要とするサービスを利用しながら、地域で自立して生活できるための施策を推進している。

生活衛生部門においては、県内有数の観光地として快適な生活環境の提供を図るとともに、営業施設に対して食品の安全確保及び食中毒などの食品事故の発生防止に努め、特に観光シーズンには集中的に監視、指導を行っている。また、狂犬病予防、動物の適正飼育の指導及び苦情処理の対応を行っている。

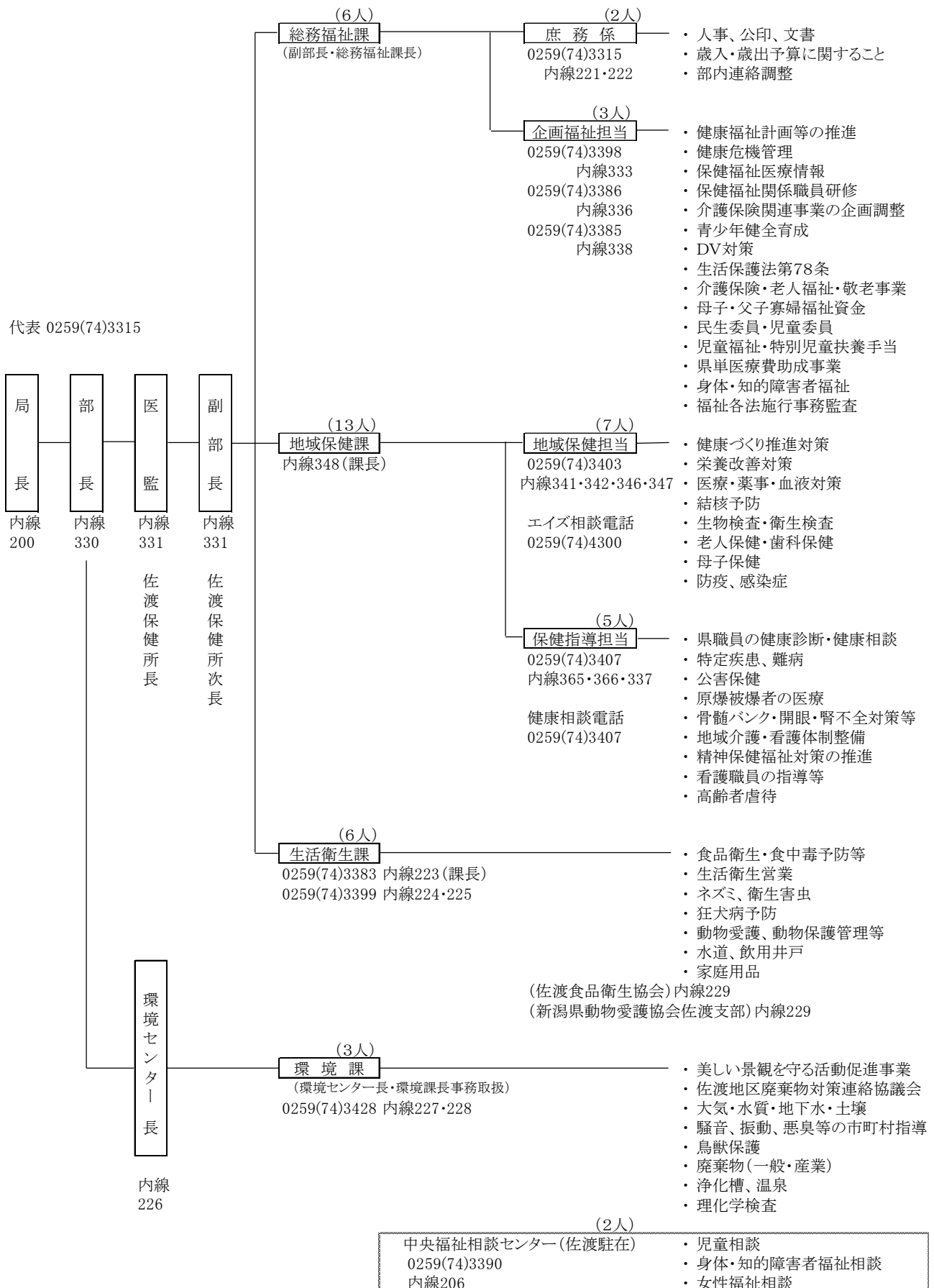
環境部門では、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムから環境に配慮した持続的な発展が可能な循環型社会への転換が求められているなか、循環型エコアイランドの実現に向けたごみの減量化・再資源化を推進している。また、廃棄物の不法投棄対策など安全で快適な環境を確保していくための取組を進めている。

◇施設(平成27年4月1日現在)

位置	新潟県佐渡市相川二町目浜町20番地1
建物	庁舎(佐渡地域振興局庁舎内) 野犬抑留所(ブロック造平屋建) 犬猫焼却場(鉄骨造平屋建:佐渡市相川鹿伏68番地5)
工作物	犬猫焼却炉

1 機構及び所管業務

平成27年4月31日現在



2 保健所沿革

年月日	沿革概要
昭和 18. 5. 1	「厚生省の各種保健指導施設の統合整備方針」に基づき、河原田健康相談所の閉鎖とともに、相川町大字下戸字宇津橋に相川保健所を設置する。
22. 1. 1	両津市大字夷両津簡易保険相談所に両津出張所を併置する。
22. 4. 7	火災で両津出張所を焼失する。
22. 9. 5	新保健所法（法律第 101 号）公布される。
22.11.30	相川細菌検査所を本所に併置する。
24. 3. 6	両津市大字加茂歌代浜田に両津支所を新設する。
28. 1. 1	課制を実施する。（総務課、保健予防課）
32. 4.15	本所庁舎を相川町大字二町目浜町 20-1（現庁舎の駐車場付近）に移築する。
34. 1. 5	相川町が本所庁舎を増築し困障を新築して県に寄付する。
35. 3.25	本所に車庫を新設し、講堂の一部を栄養改善室に改造する。
37. 8. 1	3 課 1 室に改制する。（庶務課、保健予防課、衛生課、保健婦室）
38.11.20	両津支所に野犬抑留所を新設する。
39. 8. 1	次長制を施行する。
39. 9.28	両津市大字吾潟青山に犬焼却場を新設する。
39.10.29	両津支所のレントゲン室及び操作室を増築する。
41. 4. 1	普及課を新設し 4 課 1 室となる。
41.12.24	本所の野犬抑留所（コンクリート造）を新設する。
42. 3. 8	細菌検査室・化学実験室を増築する。
43.12.25	本所庁舎及び付属建物が新築完成する。
44. 7.12	両津市の犬焼却場を廃止する。
44. 7.15	相川町に犬焼却場を新設する。
45.11.28	犬焼却場管理室を新設する。
46. 2.15	合同庁舎移転に伴い犬抑留所を移動、新設する。
47. 2. 1	合同庁舎完成により、本所の建物、工作物が合同庁舎の管理下に入る。
47. 4. 1	衛生部に環境局が設置され、公害対策、鳥獣保護及び狩猟関係業務が保健所所管となり、公害問題等の第一線機関として保健所が位置づけられる。
48. 4. 1	4 課 1 室に改制する。（庶務課、保健課、衛生課、環境課、保健婦室）
48. 8. 1	環境局を廃止し、新たに生活環境部が設置される。
53. 8. 1	両津支所を廃止する。
54. 4. 1	食肉衛生検査所両津駐在所の廃止に伴い、と畜検査業務が移管される。
59. 3.31	犬焼却炉管理人室を新築する。
60. 4. 1	生活環境部は衛生部と統合し環境保健部となる。
62. 6.10	「新潟県地域保健医療計画」告示される。
63. 3.31	相川中学校新築のため用地取得に伴い、犬猫焼却場及び管理人室を廃止する。
63. 3.31	相川町大字鹿伏に犬猫焼却場を新設する。
平成 1. 4. 1	保健所再編整備に伴う機構改革により 3 課（総務課、地域保健課、衛生環境課）5 係（庶務係、地域保健係、保健指導係、生活衛生係、環境係）に改制する。
4. 6.26	「佐渡保健医療圏地域保健医療計画」告示される。
6. 3.	全国で市町村保健医療福祉計画策定される。
6. 4. 1	4 課（総務課、地域保健課、衛生課、環境課）5 係（庶務係、地域保健係、保健指導係、衛生係、環境係）に改制する。
6. 7. 1	地域保健対策強化のため保健所法が地域保健法に改正して公布される。
6.12. 1	地域保健対策の推進に関する基本的な指針が告示される。
8. 4. 1	県機構改革により、民生部及び環境保健部が再編され、環境生活部及び福祉保健部が設置される。また、保健所及び地域福祉センターの連携組織として「地域介護・看護システム推進会議」が設置される。
9. 4. 1	地域保健法完全施行。 母子保健法・児童福祉法の改正により、母子保健サービスの提供主体が原則として市町村に一元化される。また、栄養改善法の改正により、一般的栄養指導が市町村に移譲される。
9. 7.18	「第 2 次新潟県地域保健医療計画」告示される。
10. 1.27	「第 2 次佐渡保健医療圏地域保健医療計画」告示される。
12. 3.31	「健康日本 21」策定される。
13. 3.30	「健康にいがた 21」策定される。
13. 3.30	「新潟県健康福祉計画」告示される。
14. 4. 1	組織・機構改革により地域福祉センターと統合し、佐渡地域振興局健康福祉環境部となる。 佐渡保健所に名称変更する。
20. 4. 1	企画調整課と地域福祉課を統合し、企画福祉課に改制する。
26. 4. 1	庶務課と企画福祉課を統合し、総務福祉課に改制する。

3 職員配置

(平成27年4月1日現在)

職種別 担当別	事務吏員			技術吏員								用員	非常勤職員	臨時的任用職員	合計	
	事務	精神保健福祉相談員	社会福祉主事	医師	獣医師	保健師	管理栄養士	薬剤師	臨床検査技師	診療放射線技師	技師	技師				
部長	1															1
医監				1												1
副部長	1															1
総務 福祉課	課長	(1)														(1)
	庶務係	2										(1)	1			(1)3
	企画福祉担当	3														3
地域 保健課	課長					1										1
	地域保健担当					1	1	1	1				2	1		7
	保健指導担当	1	2			2										5
生活 衛生課	課長							1								1
	生活衛生課	1				1		1				1		1		5
環境 センター	センター長							1								1
	課長							(1)								(1)
	環境課										3					3
中央福祉相談センター(佐渡駐在)		1											1			2
合計		(1)10	2	0	1	1	4	1	(1)4	1	0	3	(1)2	3	2	(3)34

()は兼務内書

第3章 人口動態

1 人口動態総覧【表1-1】

管内の人口動態の状況を対象人口千人対の率からみて、前年と比較して出生率は0.1ポイントの増加、死亡率は1.8ポイントの増加、死産率は7.9ポイントの増加、周産期死亡率は2.9ポイントの増加、婚姻率は0.3ポイントの減少、離婚率は0.2ポイントの減少となっている状況である。

◆管内の人口動向の年次推移

年次	出生		死亡		乳児死亡		新生児死亡		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
S55	837	9.9	874	10.3	7	8.4	6	7.2	51	57.4	12	14.3	373	4.4	55	0.65
60	793	9.7	860	10.5	9	11.3	8	10.1	21	25.8	10	12.6	363	4.4	58	0.7
H2	626	8.0	911	11.7	1	1.6	1	1.6	18	28.0	2	3.2	273	3.5	61	0.8
7	555	7.4	1,013	13.5	6	10.8	2	3.6	12	21.2	2	3.6	281	3.7	79	1.1
12	549	7.6	971	13.5	2	3.6	1	1.8	18	31.7	3	5.5	290	4.0	96	1.3
17	419	6.2	1,089	16.2	3	7.2	1	2.4	15	34.6	1	2.4	244	3.6	98	1.5
21	434	6.9	1,012	16.0	2	4.6	1	2.3	10	22.5	4	9.2	210	3.3	81	1.3
22	410	6.5	1,061	16.9	0	0	0	0	14	33.0	2	4.9	223	3.6	78	1.2
23	398	6.5	1,100	17.8	1	2.5	0	0	11	26.9	0	0	205	3.3	75	1.2
24	389	6.4	1,140	18.9	0	0	0	0	8	20.2	0	0	190	3.1	65	1.1
25	345	5.8	1,104	18.6	0	0	0	0	7	19.9	0	0	211	3.6	92	1.5
26	346	5.9	1,185	20.4	0	0	0	0	10	28.1	1	2.9	191	3.3	74	1.3

※各動態の率…出生・死亡・婚姻・離婚:人口千対、乳児死亡・新生児死亡・周産期死亡:出生千対、死産:出産千対

2 出生率の推移

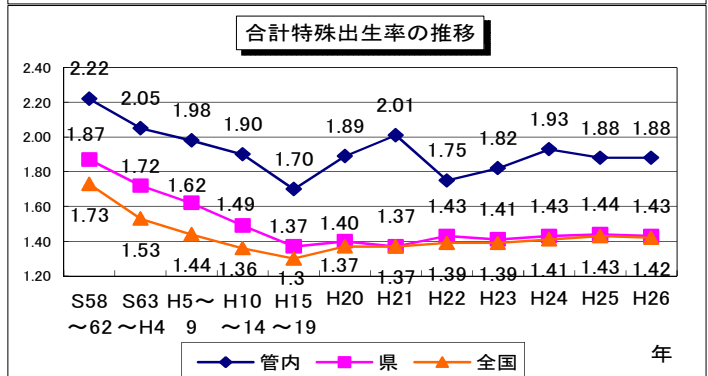
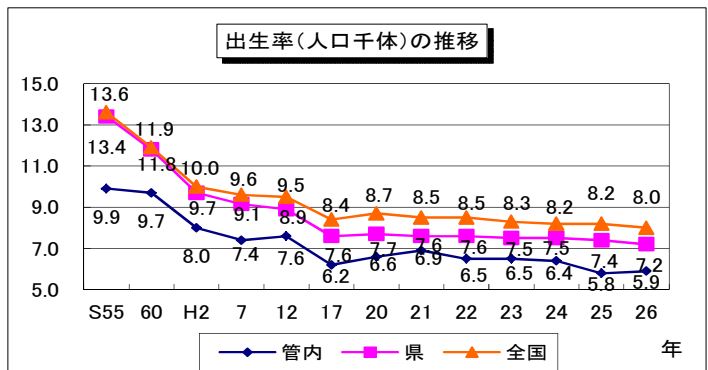
(1) 出生率の年次推移

管内の出生率（人口千対）の年次推移をみると、多少の変動はあるものの全体として減少傾向にあるが、平成26年は前年と比較すると僅かに増加している。

(2) 合計特殊出生率の年次推移

管内の合計特殊出生率の年次推移をみると、平成19年までは下降し、近年は平成22年を除き、上昇の傾向にあったが、平成26年は若干下降している。管内は県平均と比較すると、一貫して上回っている。

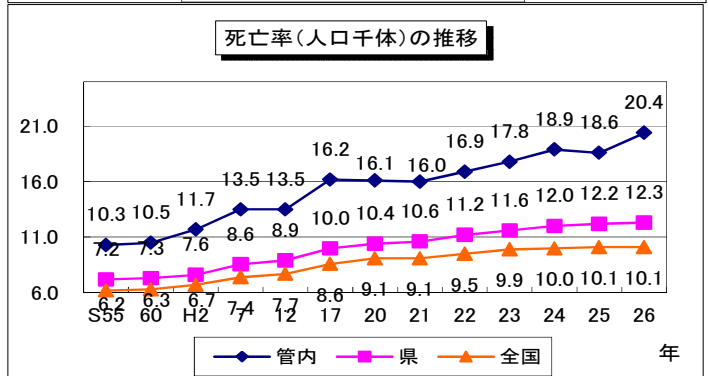
資料…S58～H14年：「人口動態統計特殊報告」
H15～26年：佐渡地域振興局健康福祉環境部計算



3 死亡率の推移

(1) 死亡率の年次推移

管内の死亡率（人口千対）の年次推移をみると、上下に変動しながらも全体的には増加傾向にあり、平成22年以降は増加率が高くなっていたが、平成25年は若干低下している。また、昭和55年以降の県平均との比較では、一貫して上回っている。



(2) 主要死因別死亡率の年次推移【表1-8、1-9】

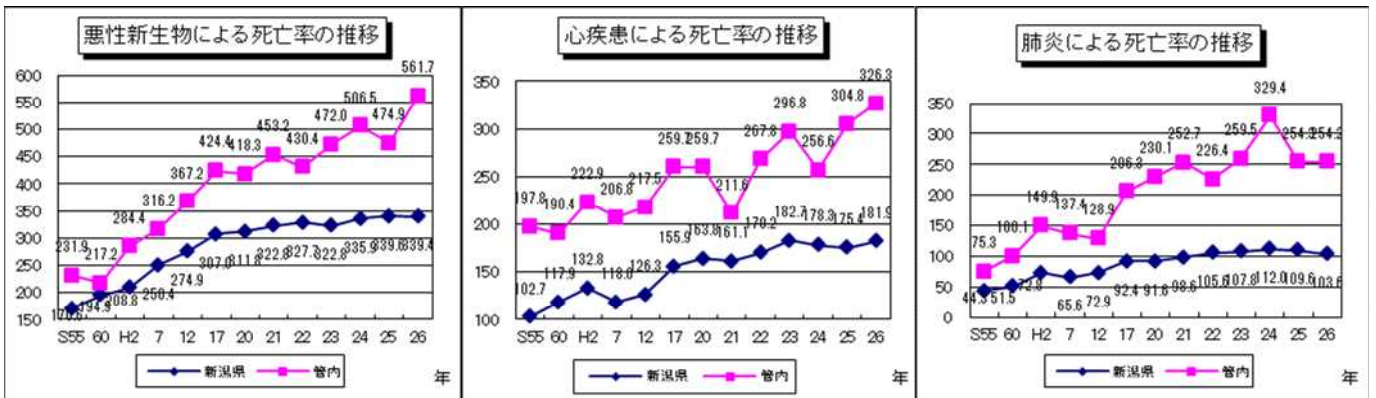
管内の死因順位を年次推移でみると、悪性新生物、心疾患（高血圧症を除く）、肺炎が主要死因となっている。また、主要死因別の死亡率（人口10万対）を年次推移でみると、悪性新生物が他に比べ非常に高い率で推移しており、心疾患は上下に変動しながらもほぼ横ばい状態が続いている。肺炎は近年増加傾向となっており、脳血管疾患は減少傾向がみられる。また、県平均と比較すると、主要死因はいずれも一貫して管内が上回っている。

◆死因順位の年次推移（管内）

年次	悪性新生物		年次	脳血管疾患		年次	心疾患		年次	肺炎	
	新潟県	管内		新潟県	管内		新潟県	管内		新潟県	管内
S55	170.6	231.9	S55	190.9	230.7	S55	102.7	197.8	S55	44.3	75.3
60	194.9	217.2	60	154	214.8	60	117.9	190.4	60	51.5	100.1
H2	208.8	284.4	H2	133.9	170.4	H2	132.8	222.9	H2	72.8	149.9
7	250.4	316.2	7	164.8	236.2	7	118.0	206.8	7	65.6	137.4
12	274.9	367.2	12	141.4	196.7	12	126.3	217.5	12	72.9	128.9
17	307	424.4	17	144.8	237.4	17	155.9	259.7	17	92.4	206.3
20	311.8	418.3	20	148.7	186.6	20	163.8	259.7	20	91.6	230.1
21	322.8	453.2	21	135.9	167.4	21	161.1	211.6	21	98.6	252.7
22	327.7	430.4	22	146	170.6	22	170.2	267.8	22	105.6	226.4
23	322.8	472.0	23	144.8	180.0	23	182.7	296.8	23	107.8	259.5
24	335.9	506.5	24	146.5	177.1	24	178.3	256.6	24	112.0	329.4
25	339.6	474.9	25	143.9	168.4	25	175.4	304.8	25	109.6	254.3
26	339.4	561.7	26	142.5	204.4	26	181.9	326.3	26	103.6	254.2

※死亡率は人口10万対である。

◆死因順位上位の死亡率年次推移（管内）



※死亡率は人口10万対である。

第4章 地域福祉

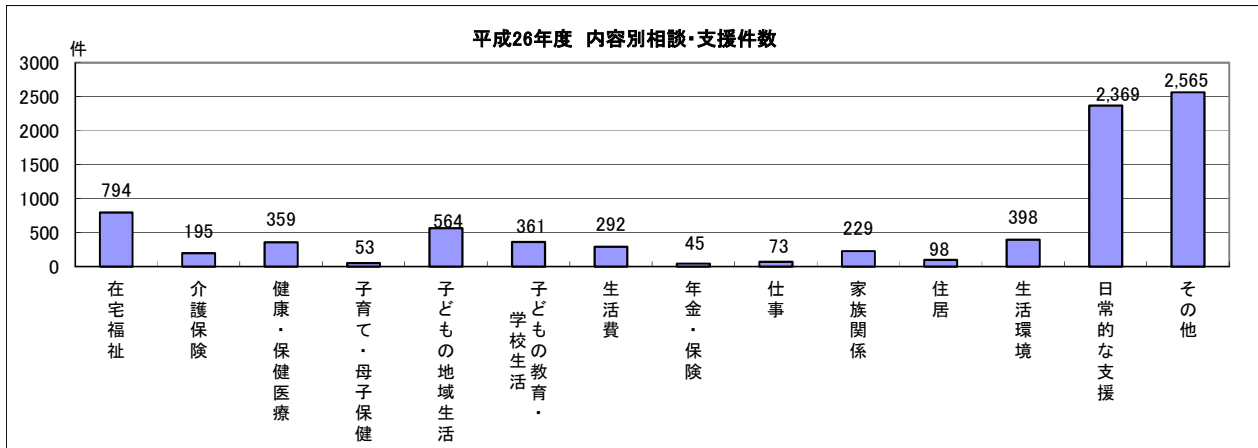
1 地域福祉

【民生委員の活動状況】

(1) 内容別相談支援件数【表3-1】

相談・支援件数の総数は8,395件で、民生委員・児童委員一人あたりの平均件数は38.7件であった。

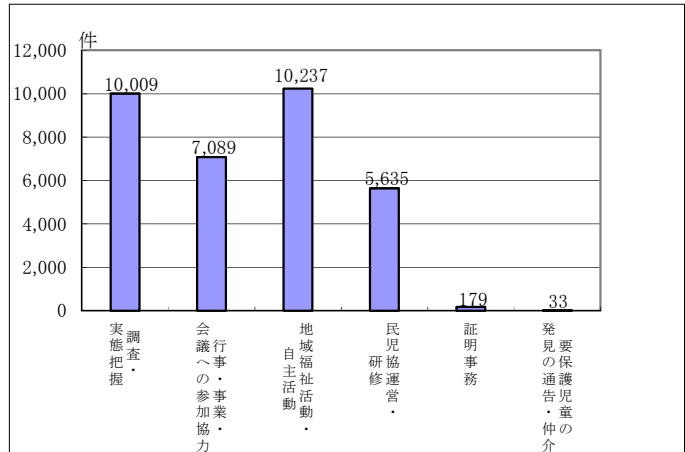
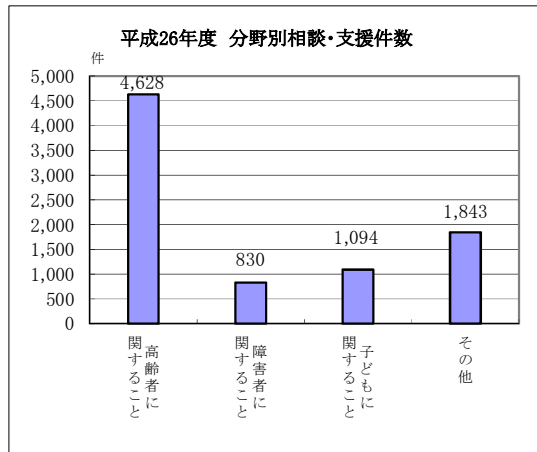
また、内容別相談・支援件数の中でその他以外の相談件数は、日常的な支援に関する相談・支援が2,369件と最も多く、全体の28.2%を占めている。



(2) 関係制度別相談・支援件数及びその他の活動相談支援件数【表3-2、3-3】

分野別相談・支援件数では、高齢社会を反映して、高齢者に関する相談が最も多く4,648件で全体の55.1%と半数以上を占めている。

また、その他の活動件数では調査・実態把握と地域福祉活動・自主活動の実施が多かった。



2 高齢福祉

平成 27 年 10 月 1 日現在の管内の老年人口は、23,117 人で総人口に占める割合は 40.5%（県平均 29.8%）で、前回の国勢調査時（平成 22 年）に比べて 3.7 ポイント上昇した。

区分 市町村名	人 口							世 帯			老年人口に 占める高齢 単身世帯の 割合 c/b
	総 人 口			老 年 人 口（65 歳 以 上）				一 般 世 帯 数	高 齢 者 が いる 世 帯 数	高 齢 単 身 世 帯 数 c	
	計 a	男	女	計 b	割合 b/a	男	女				
県 計	2,295,664	1,110,765	1,184,899	684,758	29.8	291,214	393,544				
佐 渡 計	57,114	27,440	29,674	23,117	40.5	9,686	13,431				

調査時期：平成27年10月1日

資料：県統計課「新潟県推計人口」

注：高齢者がいる世帯は65歳以上の親族のいる一般世帯であり、高齢単身世帯は高齢者がいる世帯の内数である。

年次推移

(人、世帯、%)

		H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2	H 2 7
県	総 人 口	2,474,583	2,488,364	2,475,733	2,431,459	2,374,450	2,295,664
	老 年 人 口	377,857	455,064	526,112	580,739	621,187	684,758
	総人口に占める割合	15.3	18.3	21.3	23.9	26.3	30.0
	高 齢 単 身 世 帯	22,061	30,747	41,712	53,138	65,027	
	老年人口に占める割合	5.8	6.8	7.9	9.2	10.5	
管内	総 人 口	78,061	74,949	72,173	67,386	62,727	57,114
	老 年 人 口	18,893	21,177	23,149	23,514	23,081	23,117
	総人口に占める割合	24.2	28.3	32.1	34.9	36.8	40.5
	高 齢 単 身 世 帯	2,033	2,439	2,991	3,209	3,440	
	老年人口に占める割合	10.8	11.5	12.9	13.6	14.9	

調査時期：各年10月1日

資料：総務省「国勢調査報告」（H27年は、県統計課「新潟県推計人口」）

(1) 老人クラブの状況

老人クラブは、高齢者の生きがいと健康づくりなどに取り組み、高齢者の社会参加の場として重要な役割を担っている。

区分 市町村名	適正クラブ		その他クラブ		計	
	クラブ数	会員数	クラブ数	会員数	クラブ数	会員数
佐 渡 市 計	82	3,743	32	732	114	4,475
両 津 地 区	17	901	8	179	25	1,080
相 川 地 区	17	800	5	128	22	928
佐 和 田 地 区	10	438	2	51	12	489
金 井 地 区	7	279	2	39	9	318
新 穂 地 区	9	374	3	74	12	448
畑 野 地 区	2	89	3	69	5	158
真 野 地 区	6	271	1	20	7	291
小 木 地 区	7	307	2	42	9	349
羽 茂 地 区	4	154	6	130	10	284
赤 泊 地 区	3	130	0	0	3	130

調査時点：平成27年4月1日

注1：地区名欄に掲げる数は、佐渡市における数の内数であり、合併前の市町村の区域における数である。

注2：適正クラブとは「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」（昭和51年5月21日社老第28号社会局長通知）に適合するクラブをいう。

(2) 介護保険法における指定事業者の状況

管内の介護保険法における指定事業者の状況は以下のとおりである。

		公 的 セ ク タ ー			民間		そ の 他 の 法 人		計
		市 (市立病院含)	社会福祉協議会	社会福祉法人 協以外の人	営 利 法 人	N P O 法 人	(個人医療法人 医療法人 等含)	J A 関 係	
居宅介護支援(ケアプラン)		3	12	11	6		1		33
在宅 介護	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	1	5	2	5		1		14
	訪問入浴介護		1		1				2
	訪問看護							1	1
	訪問リハビリテーション						1		1
	通所介護(デイサービス)		9	7	5		1		22
	通所リハビリテーション	1		1			1	1	4
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	2		9					11
	短期入所療養介護 (ショートステイ)	1		1			1	1	4
	福祉用具貸与			2	5				7
	特定福祉用具販売			2	6				8
地域 密着 型	認知症対応型通所介護		1		1				2
	認知症対応型共同生活介護		1	2	2				5
介護予防支援			4						4
介護 施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1		6					7
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	1		2			1	1	5
	介護療養型医療施設 (療養型病床群等)								0
計		10	33	45	31	0	7	4	130

調査時期：平成28年2月1日現在

資料：県高齢福祉保健課「介護保険法における指定事業者一覧」

注1：サービス毎・事業所毎の指定であり、法人数とは一致しない。

注2：「基準該当」登録事業者も含む。

(3) 在宅福祉事業の状況

要介護認定を受けていない高齢者でも、自立した日常生活を送るためには援助を必要とする場合があることから、生活支援への取り組みも重要である。

佐渡市では、以下の在宅福祉事業が行われている。

平成27年4月1日現在

高齢者等生活支援サービス

	事業名	事業内容
1	外出支援サービス	要介護4又は5に該当する高齢者等で一般の交通機関の利用が困難な方が、リフト付きタクシー等を利用された場合、乗車料の一部を助成して外出を支援します。
2	寝具洗濯サービス	要介護1から5に該当するひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等で寝具の衛生管理が困難な方を対象として、寝具の洗濯・乾燥・消毒のサービスを実施します。
3	老人日常生活用具給付等事業	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象として、電磁調理器などの日常生活用具購入費を助成します。
4	高齢者・障害者向け住宅整備事業	高齢者や障がい者の方が、身体状況に適する住宅改修を行う場合、改修費用の一部を補助します。
5	緊急通報サービス	ひとり暮らし高齢者等の方が、緊急時に敏速かつ適切な対応が図れるように緊急通報装置を貸与します。

家族介護者支援サービス

	事業名	事業内容
1	徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊の見られる高齢者等を介護している家族の方に、徘徊時に居場所を検索できる機器（発信機等）を貸与します。
2	介護手当支給事業	寝たきり等の高齢者等を介護している家族の方に介護手当を支給します。
3	家族介護教室	介護予防や介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得するための教室を開催します。

介護予防事業（一次予防事業）

	事業名	事業内容
1	介護予防普及啓発事業	介護予防に関する知識を普及啓発するため、教室や講演会などを開催します。
2	地域介護予防活動支援事業	介護予防に関するボランティアなどの人材育成や支援を行います。

介護予防事業（二次予防事業）

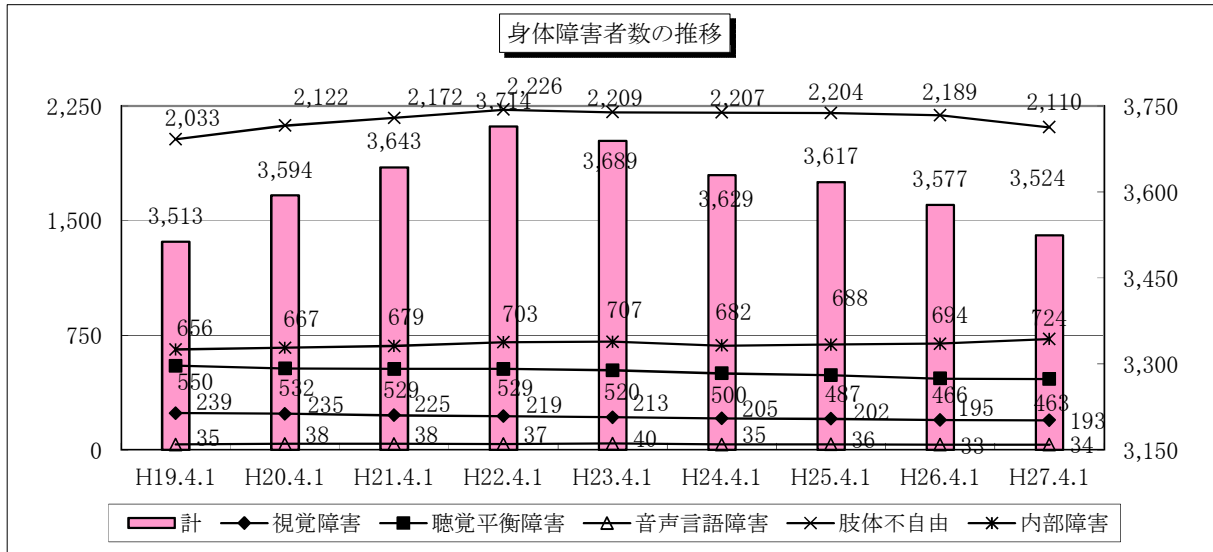
	事業名	事業内容
1	通所型介護予防事業	通所による運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上等を目指した教室を開催します。
2	訪問型介護予防事業	通所が困難な方のご自宅へ保健師などが訪問し、必要な相談や指導を行います。
3	地域介護予防活動支援事業	介護予防に関するボランティアなどの人材育成や支援を行います。

3 心身障害者福祉

(1) 身体障害者数の推移【表6-1】

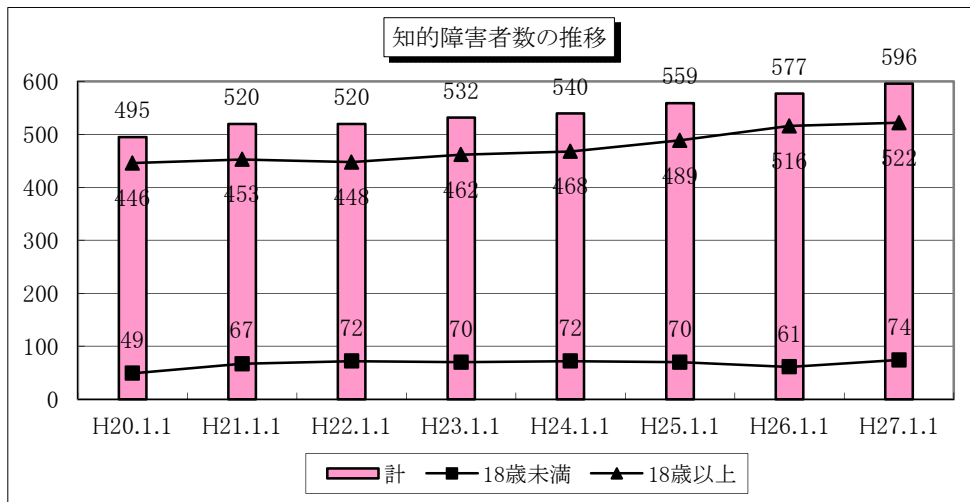
平成27年4月1日現在、身体障害者手帳を所持している身体障害者は3,524人で、そのうち18歳未満は32人である。

障害の種類別では、肢体不自由者が2,110人（59.9%）で半数以上を占めている。



(2) 知的障害者数の推移【表6-2】

平成27年4月1日現在の知的障害者数は596人で、そのうち18歳未満は74人である。



- ・身体障害者・児の補装具交付件数，市町村別【表6-3】参照
- ・身体障害者の更生医療の件数・支払決定金額・実人員，市町村別【表6-4】参照

(3) 民間企業の障害者雇用状況
【職業安定所における取り扱い状況】

各年6月1日現在

年度	企業数	うち 雇用率 達成 企業数	法定常用 労働者数	うち 障害者数	実雇用率			達成企業率		
					佐渡地域	県	国	佐渡地域	県	国
H14	26	13	3108	41	1.32	1.46	1.47	50.0	43.7	42.5
H15	24	11	2931	41	1.40	1.42	1.48	45.8	41.1	42.5
H16	26	13	3366	48	1.43	1.40	1.46	50.0	40.8	41.7
H17	26	13	3462	49	1.42	1.40	1.49	50.0	41.4	42.1
H18	25	13	3309	49	1.48	1.46	1.52	48.0	43.4	43.4
H19	26	16	3089	49	1.59	1.53	1.55	61.5	47.6	43.8
H20	25	17	2981	48	1.61	1.54	1.59	68.0	48.6	44.9
H21	25	15	3002	45	1.50	1.55	1.63	60.0	48.3	45.5
H22	23	15	2844	51	1.79	1.57	1.68	65.2	47.5	47.0
H23	26	18	3180.5	53.5	1.68	1.54	1.65	69.2	46.1	45.3
H24	27	18	3210	56	1.74	1.59	1.69	66.7	47.6	46.8
H25	28	21	3334.5	60.5	1.81	1.65	1.76	75.0	44.7	42.7
H26	30	24	3431.5	74.5	2.17	1.75	1.82	80.0	49.8	44.7
H27	29	21	3360	68.5	2.04	1.85	1.88	72.4	54.4	47.2

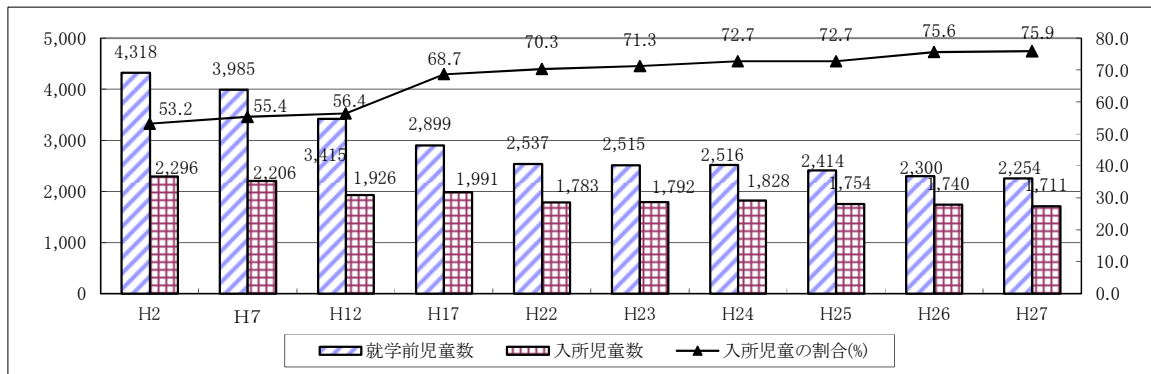
資料：佐渡公共職業安定所

4 児童福祉

近年、核家族化の進行、女性の社会進出の増大、就労形態の多様化等による少子化の進行は著しく、総じて就学前児童数は減少傾向にある。また、社会環境の変化が原因とされる、家庭や地域における子育て機能の低下も懸念されており、これからの保育所に求められる保育サービスの内容が多様化してきている。

管内では「児童福祉法」に基づく福祉施設として、認可保育所 29 か所（うち私立 6 か所）、へき地保育所 2 か所、事業所内保育施設 2 か所、母子生活支援施設 1 か所、児童館 2 か所が運営されている。なお、幼稚園については「学校教育法」に基づく施設として、両津、相川、佐和田、小木でそれぞれ 1 か所、計 4 か所設置されている。

(1) 就学前児童数及び保育所入所児童数の推移（各年度 4 月 1 日現在）



(2) 就学前児童数及び児童福祉施設設置（開設）状況

平成27年4月1日現在

	就学前 児童数 a	要保育 児童数 b	入 所 児童数 c	要保育率 b/a(%)	入所率 c/b(%)	認可保育所		入 所 児 童 数						定員 充足率 (%)	
						施設数	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳～		計
佐渡市	2,254	1,711	1,711	75.9	100.0	29	2,045	60	235	322	362	378	354	1,711	83.7

(3) へき地保育所等の設置状況

平成27年4月1日現在

	へき地保育所			事業所内保育施設		認可外保育施設		幼稚園		母子生活支援施設				児童館
	施設数	定員	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	定世帯数	入所世帯数	入所人員	
両津地区	2	65	16	-	-	-	-	1	24	-	-	-	-	1
相川地区	-	-	-	-	-	-	-	1	12	-	-	-	-	-
佐和田地区	-	-	-	1	14	-	-	1	11	-	-	-	-	-
金井地区	-	-	-	1	20	-	-	-	-	1	6	2	5	-
新穂地区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
畑野地区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
真野地区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小木地区	-	-	-	-	-	-	-	1	15	-	-	-	-	-
羽茂地区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
赤泊地区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2	65	16	2	34	0	0	4	62	1	6	2	5	2

(4) 認可保育所別入所児童数及び特別保育事業実施状況

平成27年4月1日現在

	施設名	設置 経営 主体	定員 (人)a	入所児童数(人)							充足率 (%) b/a	特別保育事業		
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳 ~	計 b		一時保 育促進 事業	子育て 支援セ ンター	未満児 保育
両津地区	両尾保育園	公	30	-	3	4	4	1	6	18	60.0			
	河崎保育園	公	30	-	1	2	5	2	5	15	50.0			
	椎崎保育園	公	35	-	4	6	6	9	5	30	85.7			
	湊 保育園	公	70	-	10	11	13	12	12	58	82.9			
	夷 保育園	公	70	-	7	16	7	17	9	56	80.0	○		
	吉井保育園	公	45	2	7	5	13	8	12	47	104.4			
	梅津保育園	公	110	7	14	22	23	19	22	107	97.3			
相川地区	稲鯨保育園	公	45	-	8	2	10	6	12	38	84.4			
	相川保育園	公	90	3	7	9	6	13	12	50	55.6			
	たかち保育園	公	30	-	-	5	5	8	2	20	66.7		○	
	姫津保育園	福	45	2	2	10	9	10	5	38	84.4			○
佐和田地区	河原田保育園	公	100	7	11	18	22	23	14	95	95.0	○		
	双葉保育園	福	120	7	15	21	24	22	30	119	99.2			○
	八幡保育園	公	60	-	6	11	6	10	7	40	66.7			
	沢根保育園	公	50	-	4	5	8	10	9	36	72.0			
金井地区	金井保育園	公	110	1	16	18	14	13	20	82	74.5			
	中興保育園	公	45	1	7	14	11	11	7	51	113.3	○		
	金井新保保育園	公	60	4	10	6	16	15	17	68	113.3			
	平泉保育園	福	100	3	16	16	20	21	19	95	95.0		○	○
	吉井隣保館	福	50	-	6	4	10	5	9	34	68.0			○
新穂地区	新穂トキっ子保育園	公	150	6	9	16	22	36	23	112	74.7		○	
畑野地区	畑野保育園	公	95	3	18	17	16	15	25	94	98.9	○		
	川西保育園	公	60	-	10	7	10	11	8	46	76.7			
	多田保育園	公	20	-	-	-	1	2	2	5	25.0			
真野地区	真野第1保育園	福	150	5	17	28	29	27	27	133	88.7	○	○	△
	真野第2保育園	公民	25	2	2	6	3	7	4	24	96.0			
小木地区	小木保育園	公	70	2	9	18	18	21	-	68	97.1	○	○	
羽茂地区	羽茂保育園	福	90	2	9	20	21	19	19	90	100.0			○
赤泊地区	赤泊保育園	公	90	3	7	5	10	5	12	42	46.7			
合計	公立23・私立6	29	2,045	60	235	322	362	378	354	1,711	83.7	6	5	6

◆設置経営団体 福:社会福祉法人
公民:公設民営

※広域入所児童 2名(福島市・3歳、世田谷区・4歳、)

※特別保育事業の「△」は事業実施のみ(補助金対象外)

◇中央福祉相談センター佐渡駐在

1 中央福祉相談センターの概要

(1) 中央児童相談所

児童（満18歳未満）に関するあらゆる問題について、家庭や学校などからの相談に応じ必要な指導を行っている。

(2) 中央身体障害者更生相談所、中央知的障害者更生相談所

身体障害者や知的障害者の医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、その更生援護に必要な相談、支援を行っている。

(3) 女性福祉相談所

配偶者暴力（DV）、離婚問題、生活困窮など広く女性福祉に関する相談に応じている。

2 平成26年度相談受理件数（佐渡市分）

(1) 中央児童相談所

相談種別	件数
養護相談	85
内 虐待	27
障害相談	53
非行相談	5
育成相談	4
その他の相談	0
計	147

(2) 中央身体障害者更生相談所

身体障害に関する相談	0
------------	---

(3) 中央知的障害者更生相談所

知的障害に関する相談	30
------------	----

(4) 女性福祉相談所

女性福祉に関する相談	11
------------	----

第5章 地域保健

1 栄養改善・健康増進指導

(1) 栄養・運動等の指導状況【表8-1】

集団栄養指導は、350人に行った。

また、集団運動指導は105人、集団禁煙指導は36人に行った。

(2) 給食施設等の指導状況【表8-2】

特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設に対して、給食施設指導を延べ38施設に対して実施し、栄養改善の見地から必要な指導及び助言を行った。

また、施設の改善及び給食従事者への資質の向上に努めた。

(3) 栄養士就業者数・市町村別就業先【表8-3】

就業栄養士数は本年度71人（うち管理栄養士は35人）であり、そのうち在宅栄養士で保健衛生に従事するものは4人（うち管理栄養士は3人）であった。

給食施設別の管理栄養士・栄養士配置状況を見ると60人（うち管理栄養士は29人）であった。病院や介護老人保健施設では管理栄養士の配置が多いが、他施設においては管理栄養士の配置が栄養士に比べて少ない状況にある。今後、管理栄養士の配置が進むよう給食施設指導等とおして働きかけを行っていききたい。

(4) 市町村別栄養教室修了者数・食生活改善推進委員数【表8-6】

栄養教室修了者数は、本年度29人で累計は1,731人、現在活動中の会員数は398人であり、70世帯当たり目標とする会員数は347人で充足率は114%である。

2 母子保健

(1) 妊娠届出・保健指導【表9-1、9-2】

妊娠届出総数は375人で、前年度の374人より1人増加した。11週（3ヶ月）以内に約70.7%が届出されており、19週（5ヶ月）までには約94.9%が届出されている。

(2) 乳幼児健康診査

① 乳児健康診査【表9-4】

健診対象者数1,015人に対し、受診者実人数（率）は1,002人（98.7%）であった。受診者延人員は1,003人で、うち432人（43.1%）が要精密検査・要経過観察・要治療の指示を受けた。

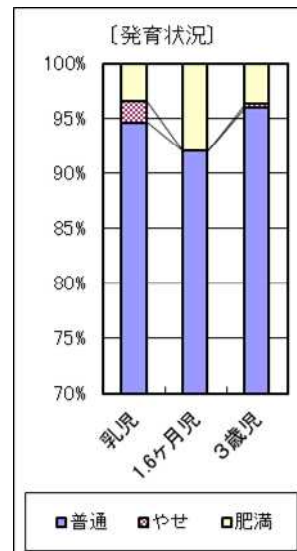
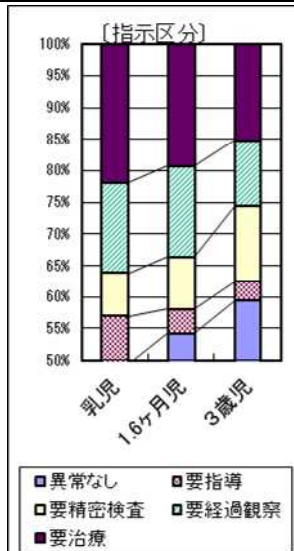
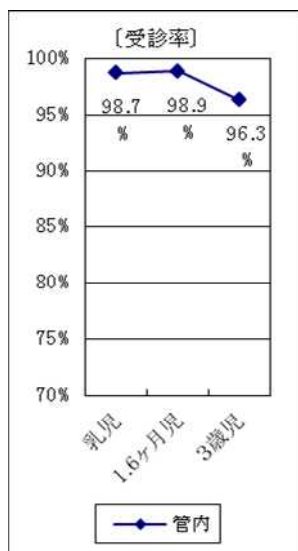
② 1歳6ヶ月児健康診査【表9-6】

健診対象者数372人に対し、受診者実人数（率）は368人（98.9%）であった。うち154人（41.8%）が要精密検査・要経過観察・要治療の指示を受けた。

③ 3歳児健康診査【表9-7】

健診対象者378人に対し、受診者実人数（率）は364人（96.3%）であった。うち135人（37.1%）が要精密検査・要経過観察・要治療の指示を受けた。

乳幼児健康診査状況（率）



(3) B型肝炎母子感染防止対策【表9-12】

市はB型肝炎母子感染防止対策（342件）を実施した。

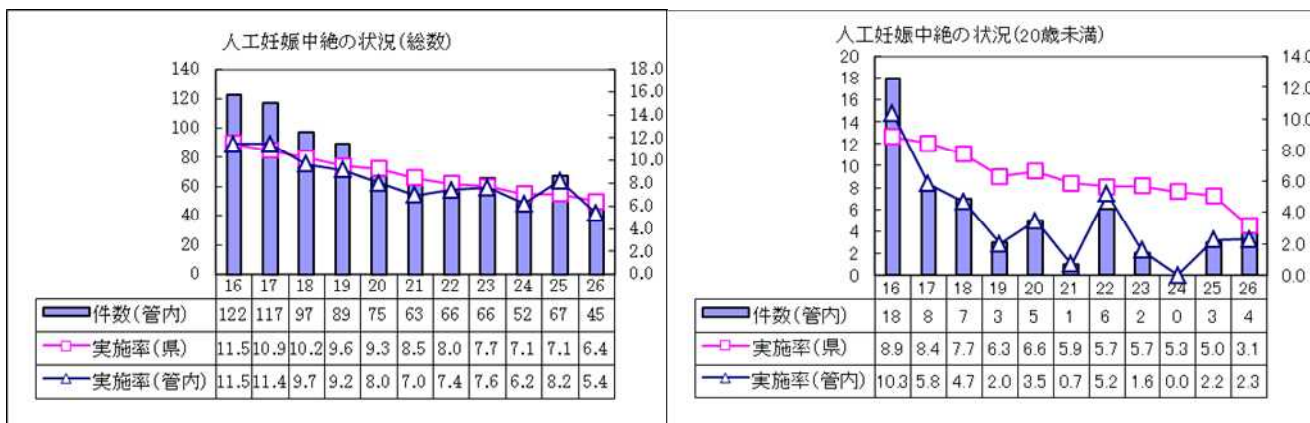
(4) 療育相談【表9-13、9-14】

市の乳幼児健診、訪問指導及び健康相談と連動し、専門医による療育相談事業を実施した。

年6回実施し新規来所者の実人数が7人、延7人。継続者を含む実人数が13人、延14人であった。

(5) 人工妊娠中絶【表9-15】

総数では県全体及び管内の実施率は減少傾向にある。20歳未満に関しては県全体では減少傾向にあるが、管内は僅かながら増加した。



資料：「母体保護統計報告」「衛生行政報告例」

*実施率…総数は13歳以上50歳未満女子人口千対の数値。20歳未満は13歳以上20歳未満女子人口千対の数値。

率計算に用いた人口：平成17年国勢調査、それ以外の年次は各年10月1日現在推計人口（県統計課）。

3 健康増進事業

健康増進事業の推進【表 10-1~12】

(1) 健康増進事業について

平成 19 年度末で老人保健法が廃止され、高齢者の医療の確保に関する法律に全面改正され、医療保険者に 40 歳以上 74 歳以下の被保険者及び被扶養者に対する生活習慣予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診・保健指導」という）の実施が義務付けられた。

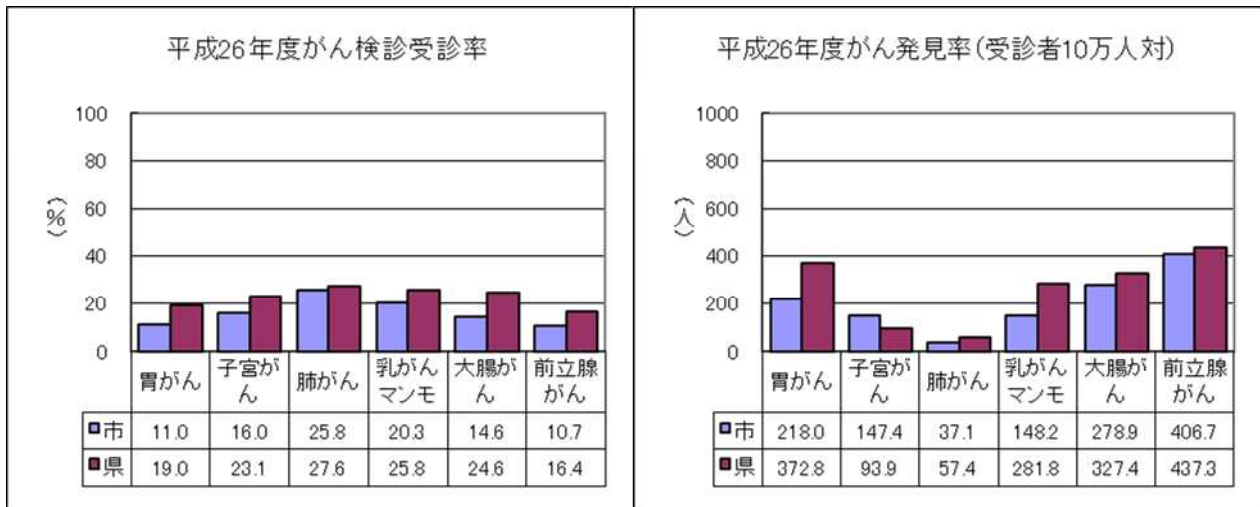
これに伴い、従来の基本健康診査を中心とする老人保健事業のうち、特定健診・保健指導を含む高齢者の医療の確保に関する法律に定められたもの以外については、健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 に基づく健康増進事業として、引き続き市町村が実施することとなっている。

区分	指 標		単位	実績			
				平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
健康手帳	健康手帳	新規交付者数	人	410	315	426	199
健康教育	個別健康教育 集団健康教育	被指導実人員	人	0	0	0	0
		実施回数	回	154	160	193	100
		参加延人員	人	786	1,183	1,387	731
健康相談	重点健康相談	実施回数	回	11	7	5	0
		被指導延人員	人	22	11	7	0
	総合健康相談	実施回数	回	109	118	99	100
		被指導延人員	人	169	250	186	502
健康診査	歯周疾患検診	受診者	人	122	315	275	342
	骨粗鬆症検診	受診者	人	582	616	644	606
機能訓練	機能訓練	実施回数	回	9	11	0	11
		被指導延人員	人	56	80	0	11
訪問指導	訪問指導	被指導延人員	人	352	210	195	360

(2) がん検診の受診率、発見数

がん検診受診率については、全てのがん検診において県平均値より低い。

がん発見率では、子宮がんの発見率が県平均値より高い。

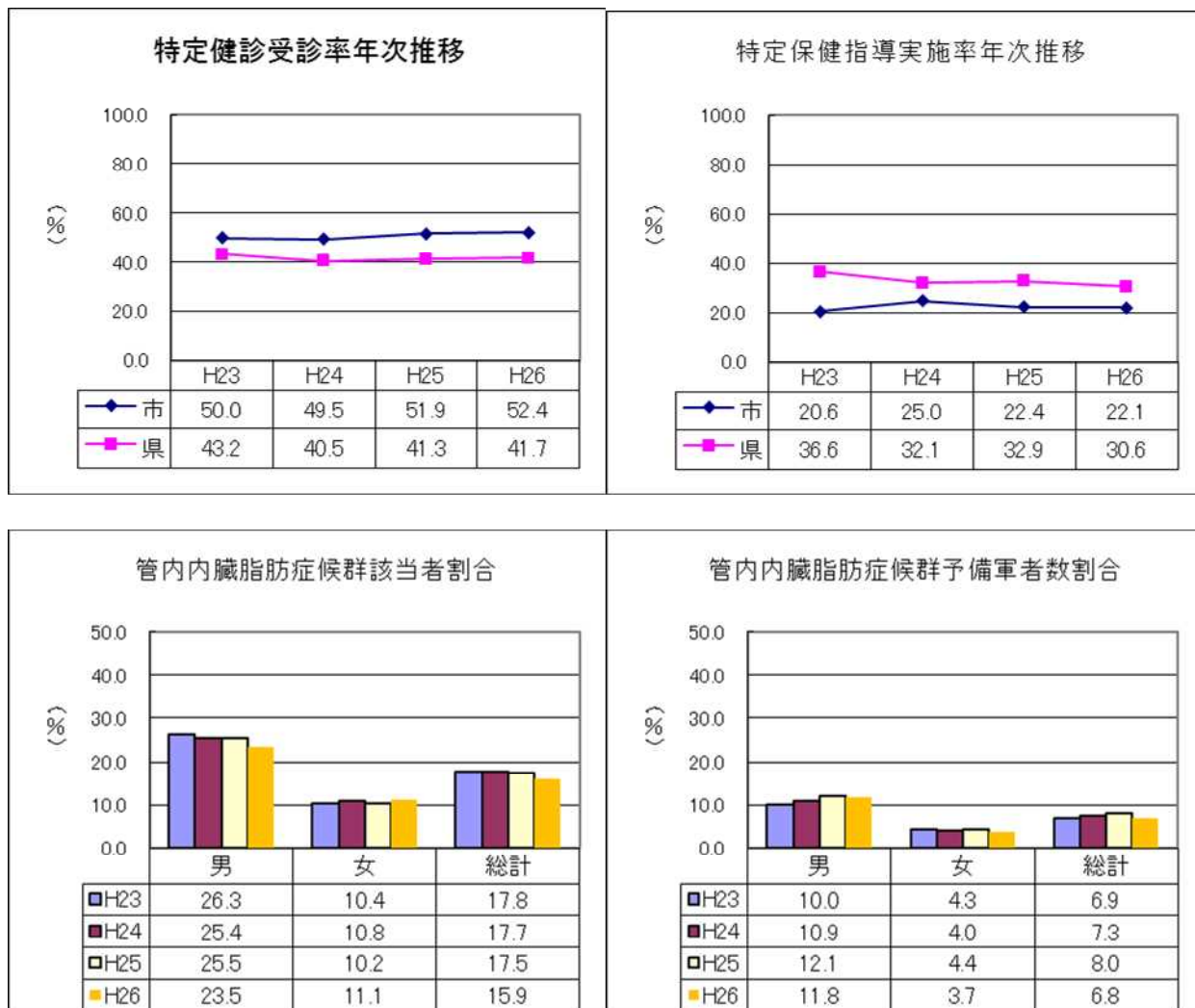


(3) 特定健康診査・特定保健指導実施状況【表 10-15】

平成 26 年度の佐渡市国民健康保険加入者の特定健康診査の受診率は、52.4%で、県平均値より高い。

特定保健指導の実施率は、22.1%で、県平均値より低い。

平成 26 年度の管内内臓脂肪症候群該当者数の割合は、男性が 23.5%、女性が 11.1%、全体で 15.9%
管内内臓脂肪症候群予備軍者数の割合は、男性が 11.8%、女性が 3.7%、全体で 6.8%である。



4 介護体制整備に関する活動

介護保険認定調査員及び介護認定審査会委員の資質向上を図るため、認定調査従事者研修（新規 2 回 16 人参加、現任 1 回 98 人参加）、介護認定審査会委員研修（新規 1 回 3 人参加、現任は実施なし）を実施した。

5 特定疾患・指定難病【表 12-1-1、12-1-2、12-2】

指定難病とは、いわゆる難病のうち、原因不明で治療方法が確立されておらず、経過が慢性にわたる疾病で、そのため多額の医療費や疾病の進行に伴う身体機能の低下による介護の必要など問題も多く、身体的・精神的・経済的負担が非常に大きい疾患をいう。

(1) 医療費助成について

指定難病医療費助成制度（平成 27 年 1 月 1 日から実施）は、対象となる疾患に罹患している者のうち、重症度が一定以上であり、日常生活又は社会生活に支障がある者に対して実施している。平成 27 年 1 月から 110 疾患について先行実施されており、佐渡管内の認定者は 492 人（平成 27 年 3 月 31 日現在）である。また、平成 27 年 7 月からは対象疾患が拡大され、計 306 疾患（表 12-1-2）が医療費助成の対象となった。

なお、指定難病の対象疾患とならなかったスモン等は、従来の特定疾患治療研究事業により、引き続き医療費助成の対象となっている。

(2) 通院費助成について

在宅難病患者で寝たきりの状態またはそれに近い状態にある者に対して助成しており、平成 26 年度の支給認定者は延べ 81 人である。

(3) 難病患者地域支援対策推進事業について

主として神経系難病患者が在宅での療養生活を円滑に送れるよう訪問相談（延べ 118 人）や患者・家族のつどい、特定疾患医療費助成継続申請時相談会（9 回、延べ 131 人）等で支援した。

◆特定疾患・指定難病患者数の推移

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
対象疾患数	45	45	45	56	56	56	56	56	110
受給者数	385	387	405	419	438	448	458	475	492

（各年度末現在）

注 1 …平成 25 年度末までは、特定疾患患者数を掲載

注 2 …平成 26 年度末からは、指定難病患者数を掲載

◆通院費の認定者数の推移（年 2 回申請）

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
申請者数 （延人数）	90	85	78	82	88	121	91	82	81
認定者数 （延人数）	90	85	78	82	88	121	91	82	81

（各年度末現在）

6 精神保健福祉

(1) 対象者の現況【表 13-1】

精神障害者数は全体としては大きな動きなく横ばい状況にあるが、本人を支える家族の高齢化と単身精神障害者の増加が問題となっている。

このため、地域で暮らす精神障害者を支えるサービスの充実や保健・医療・福祉の連携・協力体制強化の必要性がより一層高まっている。

◆精神障害者数の推移（管内）

	総数	入院患者数	
		入院患者数	通院患者数
平成 22 年度	1,210	199	1,011
23	1,208	199	1,009
24	1,147	178	969
25	1,104	185	919
26	1,215	188	1,027

◆管内の手帳所持者数・自立支援医療（精神通院）給付者数

年度末現在	22	23	24	25	26
精神障害者保健福祉手帳所持者数	419	466	468	483	505
自立支援医療（精神通院）給付者数	800	801	822	825	811

(2) 地域精神保健福祉の推進

障害者総合支援法に基づき、市町村が一般的な精神障害者支援について一義的なサービス提供を行うこととされていることから、保健所においてはこれら一般的サービス提供に関するバックアップや支援を行うとともに、ひきこもり、自殺対策、長期入院者の地域移行支援といった専門的な支援を要する課題への取り組みを重点的に行っている。

(3) 社会資源の開発

新たな課題として条件が整えば退院可能な長期入院者の退院への取り組みを行っているが、退院者の受け皿や支援に当たる社会資源が大幅に不足していることから、現実的な取り組みが困難な状況となっている。

社会復帰施設等については、障害者総合支援法に基づき、新体系への移行が進められている。平成 23 年度には、一カ所の作業所及び「地域活動支援センター」が、それぞれ「地域活動支援センター」及び「障害福祉サービス事業所（就労継続支援 B 型）」へ移行するとともに、精神障害者を主たる対象とした「相談支援事業所」及び障がい者の就労と生活を支援する「障がい者就業・生活支援センター」が新たに開設された。

平成 24 年度においては、前年度設置された「地域活動支援センター」が、二つの「障害福祉サービス事業所（就労継続支援 B 型）」を運営する社会福祉法人傘下に入り、島内の精神障害者を支援する事業所は同一の法人が運営することとなった。なお、この地域活動支援センターについては、平成 26 年 4 月から「障害福祉サービス事業所（就労継続支援 B 型）」に移行された。

また、平成 27 年 4 月からは、新たな「地域活動支援センター」が開設され、障害の有無にかかわらず、いわゆるひきこもりの状態にある者の居場所としても役割を担っている。

社会資源の整備に関しては佐渡市障がい者計画及び佐渡市障がい福祉計画等に基づき行われることとなるが、地域機関としては圏域として必要な社会資源についての情報やこれまでの事業展開をふまえた専門的支援等により整備支援を行っていくこととしている。

7 医療

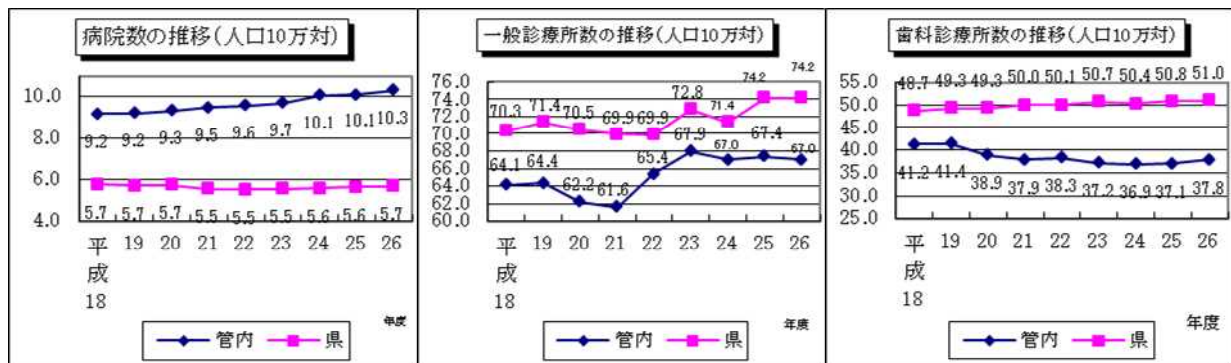
(1) 医療施設数及び病床数の状況【表 14-1】

ここ数年、医療施設数は横ばいで推移しており、病院、診療所及び歯科診療所数を人口 10 万対率でみた場合、病院で 10.3 施設は県平均より高い状況にあるが、一般診療所 67 施設、歯科診療所は 37.8 施設と県平均を下回っている状況にある。

一方、平成 27 年 3 月 31 日現在の病床のうち一般病床 494 床、療養病床 86 床については、医療法の規定に基づき定められた佐渡圏域の基準病床 683 床を 103 床下回っている。また病床数を人口 10 万対率でみた場合、一般病床は県平均を上回っているものの、療養病床、精神病床は低い状況にある。

なお、管内には結核病床はない。

◆医療施設の状況（平成 27 年 3 月 31 日現在）



(注) 一般診療所数推移のグラフ変化に関して

市町村が行う保健・検診業務の拠点として役場、保健センター等に設置されていた市町村巡回診療所が、市町村合併により整理されて診療所数が急激に減少したことによる変化。

◆病床数の状況（平成 27 年 3 月 31 日現在）

病床区分	病 床 数			人口10万対	
	管内病床数	基準病床数	過不足数	管内	全県
一般	494	683	△103	849	737
療養	86			148	213
精神	158	-	-	271	292
感染	4	-	-	7	3
結核	-	-	-	-	2
合計	742	683	△103	1,275	1,247

(2) 標榜診療科の状況【表 14-2】

管内は、二次医療圏で充足すべき診療科目はほぼ充足されているが、一次医療機能として必要な眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科などの診療科を標榜する医療機関が特定地域に偏在している状況にある。

(3) 病院患者数の動向

病院における 1 日平均入院患者数は、平成 26 年は 642 人で前年に比べ 6 人増加している。病床別でみると、平成 26 年は一般病床の入院患者が 6 人減少、療養病床が 1 人減少、精神病床が 1 人増加している。

一方、平成 26 年の外来患者は 1,482 人で平成 25 年から 37 人減少している。

◆病院における一日平均入院・外来患者数の動向

	入院患者					外来患者
	総数	一般	療養	精神	感染・結核	
平成 19 年	709	487	77	145	-	1,487
平成 20 年	711	481	79	151	-	1,431
平成 21 年	667	483	33	151	-	1,583
平成 22 年	693	508	33	152	-	1,513
平成 23 年	631	402	77	152	-	1,444
平成 24 年	641	416	80	145	-	1,511
平成 25 年	648	425	81	142	-	1,519
平成 26 年	642	419	80	143	-	1,482

一日平均入院（外来）患者数＝年間延べ入院（外来）患者数／年間日数

(4) 医療関係者数【表 14-3】

管内の医療関係者のうち、医師、歯科医師、薬剤師数の人口 10 万対率は、いずれも全国、全県の水準を大きく下回っている状況にある。他方、保健師の人口 10 万対率は県平均を上回っており、近年の病院、介護保険関係事業所等への就業の増加が影響していると考えられる。

◆医療関係者の状況（人口 10 万対）

平成 26 年 12 月 31 日現在

	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
管内	163.2 (95)	65.3 (38)	118.5 (69)	75.6 (44)	22.3 (13)	918.9 (535)	228.4 (133)
全国	244.9	81.8	226.7	38.1	26.7	855.2	267.7
全県	200.9	90.5	183.6	51.8	34.2	906.5	295.4

医師・歯科医師・薬剤師調査、業務従事者届より（※人口は、平成 26 年 10 月 1 日現在「推計人口」）

() 内は実数。

(5) 救急医療体制

管内の救急医療体制は、佐渡市休日急患センター及び佐渡市立両津病院、佐渡市立相川病院、佐渡総合病院の 3 病院が輪番制により救急患者の治療にあたっている。

区分	体制		診療科目	診察日			救急告示	災害拠点病院
				毎日夜間	休日昼間	休日夜間		
一次救急	休日急患センター	佐渡市	内科・小児科		○			
二次救急	病院郡輪番制	佐渡市立両津病院	内科・外科	○		○	○ (H25.10.1)	
		佐渡市立相川病院					○ (H25.10.1)	
		佐渡総合病院					○ (H26.11.1)	

(6) へき地医療の確保

平成 26 年 10 月末現在、管内には「無医地区及びそれに準じる地区」が 9 地区（対象人口 2,776 人）、「無歯科医地区及びそれに準じる地区」が 7 地区（対象人口 1,882 人）ある。これらの地区に対し、へき地中核病院（佐渡市立両津病院及び佐渡総合病院）が巡回診療、へき地診療所への医師派遣を行い、へき地医療の確保に努めている。

(7) 医療監視の状況

平成 26 年度には管内の全病院に対して医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく医療監視を実施した。指摘又は指導事項の内容としては、医師数・医療安全対策・院内感染対策・感染性廃棄物の処理に関する事項に関する事項が多い状況にあった。

8 薬事・献血

(1) 薬事等関係業者の状況【表 15-2】

平成 25 年度と比較して、薬事関係施設が 8 施設減少、麻薬関係施設が 1 施設増加した。

(2) 医薬品等の安全対策【表 15-3】

医薬品等による事故を未然に防止するため、毎年度、薬事法等関係法令に基づき立入検査を実施している。平成 26 年度は 128 施設に対して立入検査を行い、違反発見施設は 4 施設であった。違反の内容は、薬剤師の員数不足、承認前医薬品の広告等によるものであった。

(3) 薬物乱用防止活動

平成 26 年 7 月 12 日、佐和田地区のショッピングセンターで当部職員、警察署員、薬物乱用防止指導員及びボーイスカウトの総勢 24 名で薬物乱用防止街頭キャンペーンを実施し、啓発資料の配布、募金活動等を行った。

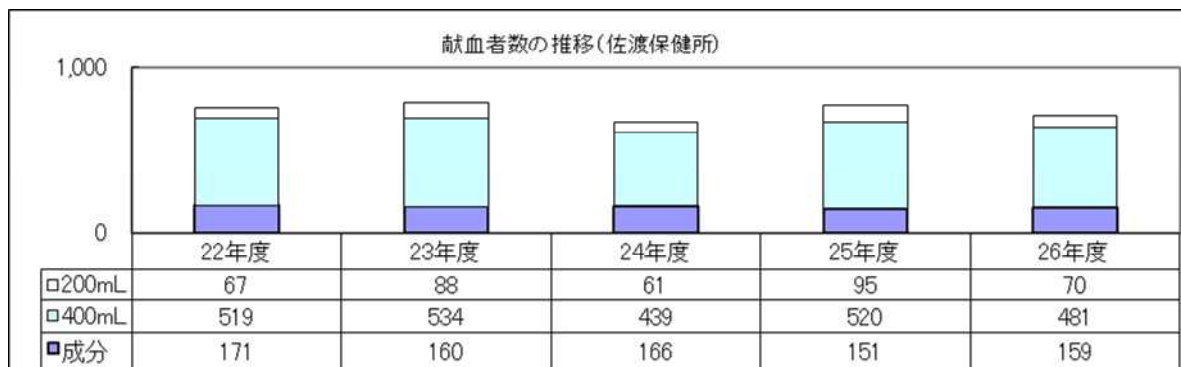
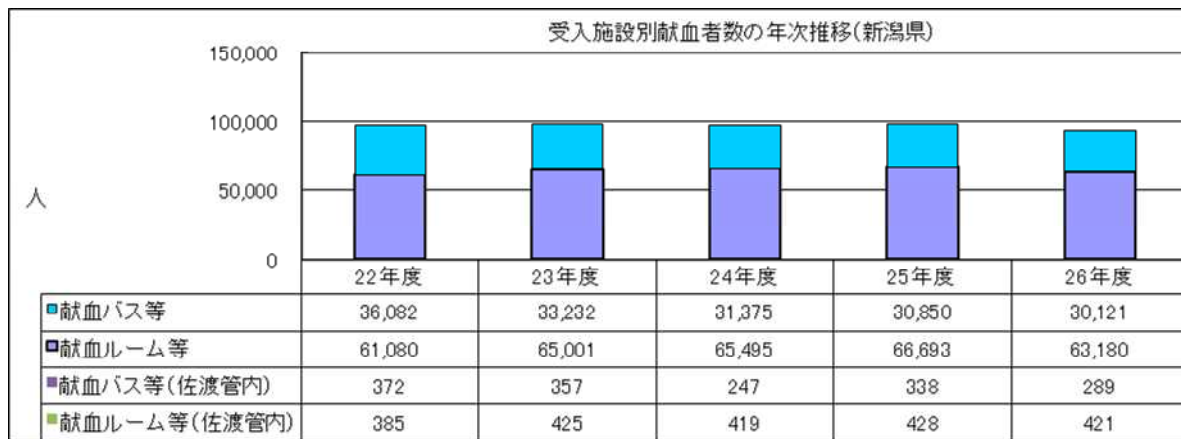
また、中学校、高校等からの要望に応じ、薬物乱用防止教室を実施した。

その他、年間を通して薬物乱用防止指導員（20 名）が各地区において講話やパンフレットの配布などの啓発活動を行った。

(4) 献血推進事業

全県では献血バスでの献血者数の減少傾向にあるが、献血ルームでの献血者数は増加傾向にある。佐渡管内には献血ルームがないため、献血バスでの献血者数が全県に比べて高い割合で推移している。献血ルーム等における献血者数は 400 人前後と横ばい傾向にある。

課題として、バス 1 台当たりの献血者の増加と将来の献血を支える若年層への普及啓発があげられる。



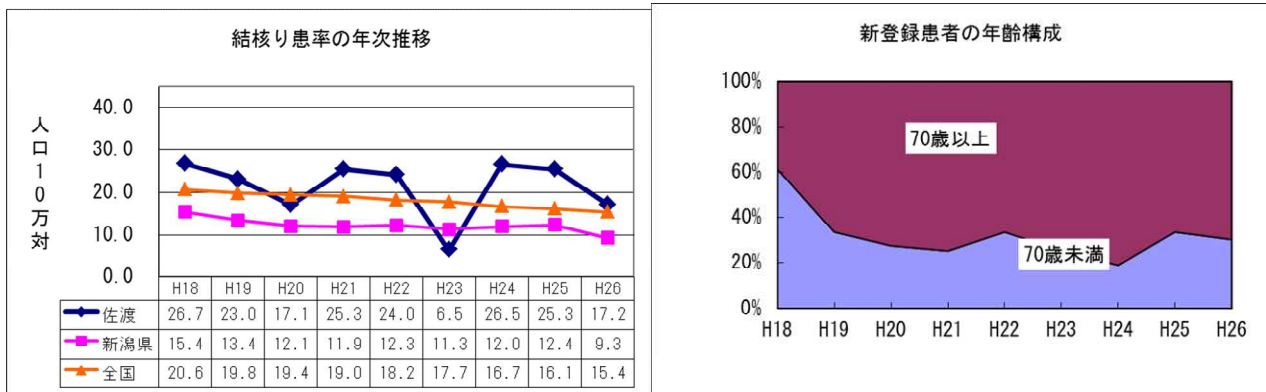
9 結核

結核の予防および結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もって公共の福祉を推進することを目的とする。

(1) 患者管理【表 16-3、16-4】

圏域の結核り患率（人口 10 万人対）は年度により差があるが、全国平均、県平均と比較して、高い数値で推移している。

また、圏域の新登録患者の年齢構成をみると、70 歳以上の割合が多い。



(2) 健康診断（患者家族、接触者）【表 16-1】

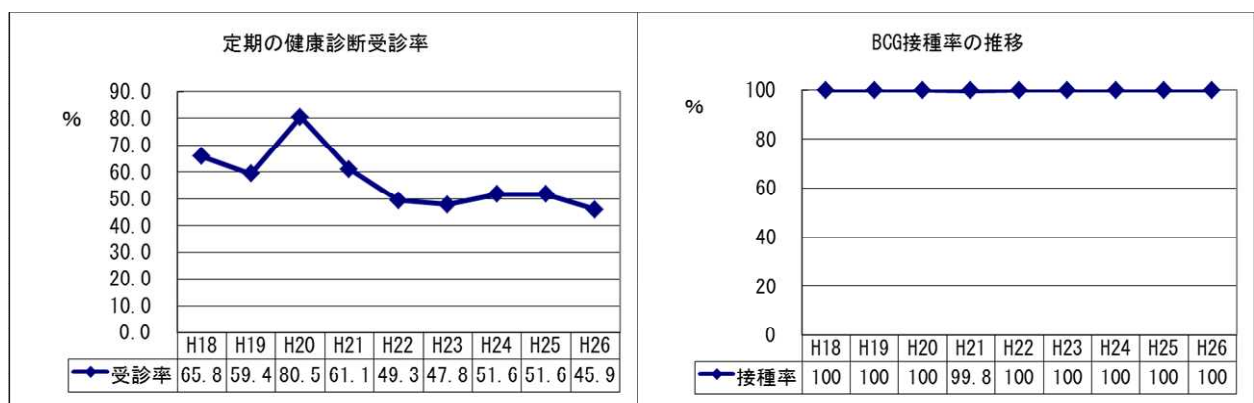
結核患者の家族、接触者に対して健康診断を実施している。保健所での健康診断の受診が困難な者については、委託契約医療機関で対応している。受診率は 100%である。

(3) 定期的健康診断（一般住民）【表 16-2-2】

平成 17 年度から定期的健康診断の対象者が 19 歳以上から 65 歳以上と改正されたが、受診率は H22 年度から横ばいである。

(4) 予防接種【表 16-2-1】

平成 17 年度から乳幼児のツベルクリン反応検査が廃止され、BCG の直接接種となったが、接種率は 100%である。

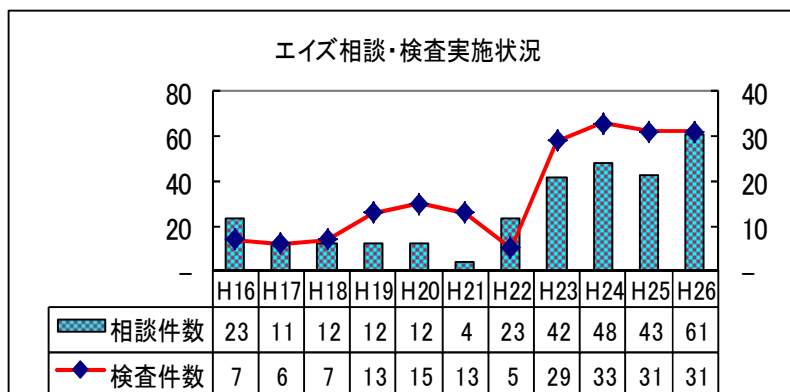


10 防疫

(1) エイズ対策【表 17-1】

エイズの正しい知識の普及啓発活動及び相談・検査を実施。

- ・エイズ講演会 5 回
高校生・専門学校生・教諭
保護者・養護教諭・保健師等
計 366 名参加
- ・相談 61 人
- ・検査 31 人



(2) 感染症対策

① 感染症発生動向調査（全数把握対象）【表 17-2】

全数把握対象疾患の医師からの届出は、二類感染症の結核 12 件、四類感染症のクロイツフェルト・ヤコブ病 1 件、侵襲性肺炎球菌感染症 1 件であった。

② 感染症発生動向調査（定点把握対象）【表 17-3-1（その1）、17-3-1（その2）、17-3-2】

指定届出医療機関（小児科定点 3、内科定点 1、基幹定点 1）からの届出は 1,772 件（週報 1,455 件、月報 317 件）であった。

疾患別では、感染性胃腸炎、伝染性紅斑、突発性発しんなどの患者発生報告数が前年よりも増加した。伝染性紅斑は流行発生警報基準（定点あたり 2）を前年第 43 週から上回り、本年の第 20 週まで流行の継続が確認された。RS ウイルス感染症、インフルエンザ、咽頭結膜熱、水痘、A 群溶血性レンザ球菌咽頭炎、水痘、手足口病などは前年よりも減少した。百日咳、細菌性髄膜炎、クラミジア肺炎の届出はなかった。

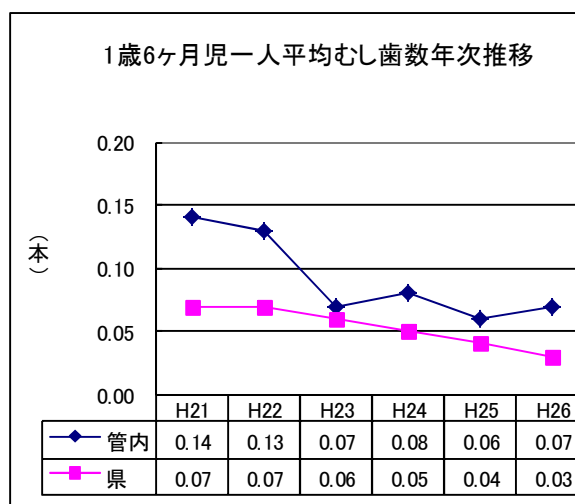
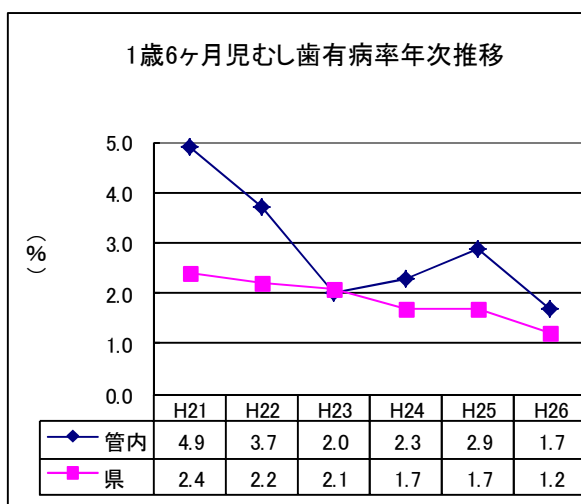
流行状況については、当部ホームページ、佐渡市広報、ケーブルテレビ等を通じて公開し、感染予防等の普及啓発を行った。

11 歯科保健

(1) 1 歳 6 ヶ月児・3 歳児歯科健康診査

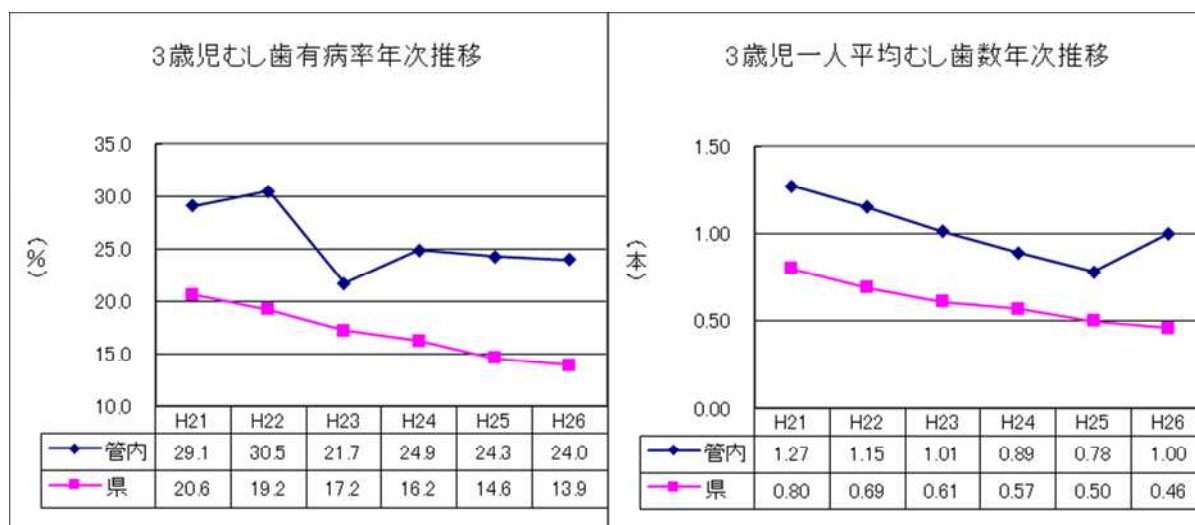
① 1 歳 6 ヶ月児歯科健康診査【表 18-1】

対象者 372 人のうち 360 人（96.8%）が受診した。むし歯有病者率は 1.7% で、一人平均むし歯数は 0.07 本であった。



② 3歳児歯科健康診査【表 18-2】

対象者 378 人のうち 359 人 (95.0%) が受診した。むし歯有病者率は 24.0% で一人平均むし歯数は 1.00 本であった。



(2) 在宅要介護者等歯科保健推進事業【表 18-3、18-4】

31 人が訪問歯科健診を受診。保健指導内容は義歯に関するもの、ブラッシング指導が多い。また、治療内容は義歯の新製作、修理調整が最も多い。

受診者は 80 歳代が最も多い。

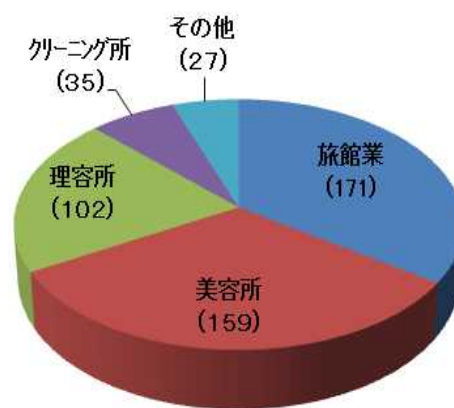
第6章 生活衛生

1 生活衛生営業関係

(1) 営業施設数【表 19-1】

総施設数 480 のうち、旅館業が 164 施設 (34.2%) と県平均 (17.7%) を大きく上回っており、観光客への依存度が高い地域であるが、昭和 54 年 (435 施設) をピークに施設数は年々減少している。

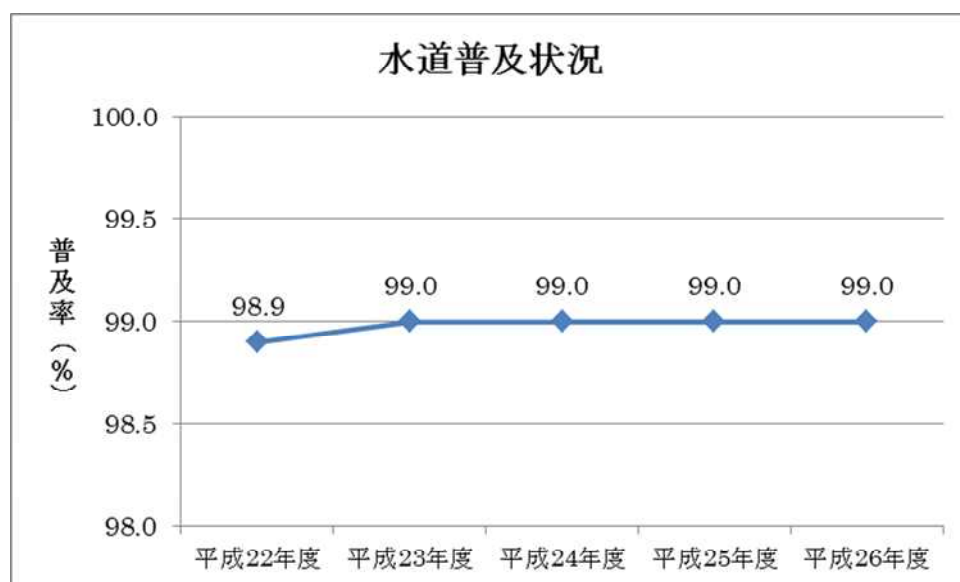
また、旅館以外の生活衛生営業施設についても緩やかではあるが減少傾向にある。



2 水道関係について

(1) 水道普及状況【表 19-3】

水道普及率は 99.0% であり、県平均 99.3% を若干下回っている。事業別の内訳は上水道事業 4、簡易水道事業 43 (公営 41、組合営 2)、小規模水道事業 3、専用水道 1 である。



(2) 貯水槽給水施設数【表 19-4】

貯水槽給水施設 266 施設のうち、約 2/3 (176 施設) が有効容量 10 m³以下の小規模施設である。

3 食品関係営業について

(1) 施設数、監視数【表 20-1、20-2、22-1】

食品営業許可に係る業種数は 1,992 件であり、食品衛生法の規定業種が 1,526 件、新潟県食品衛生条例の規定業種が 466 件である。

施設監視は、新潟県食品衛生監視指導計画に基づき 2,323 件の監視指導を行い、特に重点監視の対象業種 (A、B 分類) である 193 件に対しては、318 件の監視指導を行った。

(2) 食品等の検査【表 20-3、20-4】

市場流通する食品等が、食品衛生法の規格基準や新潟県食品の指導基準に適合しているかを確認するために、県が定める監視指導計画に基づいて延べ 185 検体を収去検査した。うち 158 検体の放射性物質検査を行ったが、放射性セシウムの基準超過はなかった。

また、指導基準項目で要注意判定を受けた食品が 1 検体あったが、行政処分の対象となる違反食品はなかった。

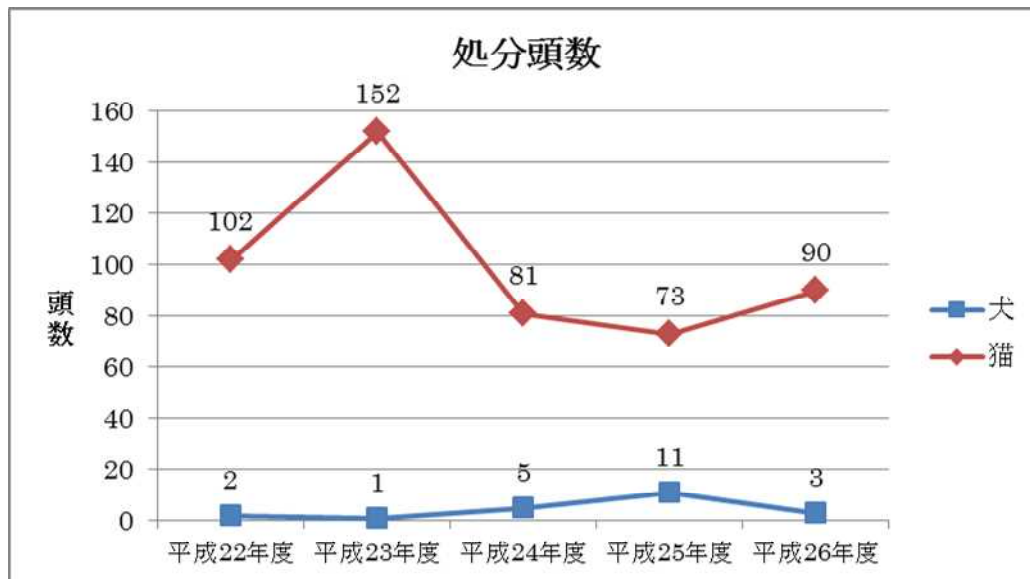
4 動物愛護及び管理関係について【表 21-1】

犬の登録原簿頭数は2,418頭、狂犬病予防注射頭数は2,339頭で、毎年減少傾向が続いている。

犬は10頭を抑留したが、島内に野犬はおらず全てが飼養犬であるため、6頭が飼い主に返還され2頭を譲渡することができた。一方、有償引取りした犬13頭のうち12頭を譲渡することができた。

なお、引取り理由は飼い主の都合（高齢化による施設入所等）によるものが多く、終生飼育についての啓発強化が重要と考える。

猫の引取頭数は112頭であり、譲渡頭数も22頭と少ないことから処分割合が高い傾向にある。飼い主が引取り申請する理由は、去勢・避妊を実施せずに飼育したために個体数が飼育能力を超えてしまったケースや餌やりによる野良猫の増加など、飼い主や一部住民の無責任な行動が主因となっており、猫についても適正な飼育方法の普及啓発が急務となっている。



5 特定建築物関係について【表 22-2、22-3】

特定建築物は18施設あるが、うち半数が旅館である。5施設に立入調査を実施した。

第7章 環境

1 廃棄物対策（資源の循環利用と廃棄物の適正処理）

(1) 一般廃棄物【表23-1】

平成25年度における管内の1人1日あたりの一般廃棄物の排出量は、1,008gで県平均の1,039gを下回っていた。

また、一般廃棄物の総排出量に占める資源化量の割合は20.1%で、前年度の19.3%と比較して向上したが、県平均の23.2%は下回る結果となった。

管内のごみ処理等は、主として下記で処理が行われている。

◇ 焼却施設

施設名	所在地	処理能力 (t/日)	処理方式
両津クリーンセンター	佐渡市吾潟 1891	40	流動床
佐渡クリーンセンター	佐渡市中原 103	120	ストーカー

◇ 灰溶融施設

施設名	所在地	処理能力 (t/日)	処理方式
メルティングセンター佐渡	佐渡市両津大川 925-1	14.5	テルミット方式

◇ 最終処分場

施設名	所在地	埋立容積 (残余容積) m ³	備考
南佐渡クリーンセンター	佐渡市小木木野浦 163-2	47,880 (30,889)	残余容量はH25年度末の数値
真野クリーンパーク	佐渡市真野大川 453-1	46,752 (9,079)	残余容量はH25年度末の数値

◇ し尿処理施設

施設名	所在地	処理能力 (kL/日)	処理方式	備考
国仲清掃センター	佐渡市八幡 1914, 1915	20, 30	嫌気、好気二段	H26年11月まで稼働
南佐渡し尿処理センター	佐渡市小木木 野浦 163-2	20	高負荷	H26年11月まで稼働
佐渡市し尿受入施設	佐渡市八幡 1931番1	58	下水道投入方式	H26年11月から稼働

(2) 産業廃棄物【表23-3】

管内の産業廃棄物処理業者は平成26年度末で延べ118業者あり、許可対象産業廃棄物処理施設は20施設が設置されている。平成26年度は廃棄物の適正処理に係る延べ98件の立入検査を実施した。

(3) し尿浄化槽【表23-4、23-5】

平成21年度から浄化槽業務は佐渡市に移管されている。平成18年2月1日から施行された効率化11条検査の普及が進んでおり、11条検査の実施率は平成26年度に84.1%となっている。

(4) エコアイランドの推進

県では、佐渡における「島内完結型廃棄物循環・処理システム」の構築のため、平成12年度に「循環型エコアイランド推進プラン」を策定し、実現のための取組みを進めている。

環境センターは、平成26年度の佐渡地域振興戦略事業において、佐渡の魅力である豊かな自然や美しい景観が将来にわたり維持されるよう、廃棄物の野外焼却防止及び不法投棄防止の啓発、並びに環境に関する意識向上のため、「佐渡地域環境フォーラム」を実施した。

また、環境センターが事務局となる佐渡地区廃棄物対策連絡協議会では、不法投棄現場パトロールの実施等、不法投棄の防止の取組みを推進している。

2 温泉【表24-1】

温泉資源の保護と温泉の適正利用のため、温泉法に基づき温泉掘削、利用許可等の事務を行っている。平成26年度の掘削許可は0件、利用許可は0件であった。

また、4件の源泉、7件の温泉利用施設の監視を実施した。

3 鳥獣保護・狩猟【表25-1～5】

平成26年度は、金泉、椿尾休猟区の設定を行った。また、愛鳥月間にあわせ、愛鳥モデル校で探鳥会を計2回実施した。

傷病鳥獣保護用務として、鳥類8羽を保護し、うち4羽を愛鳥センターへ移送した。

主な鳥獣被害としては、カラスやタヌキによる農作物被害がある。対策として、佐渡市はカラスやタヌキ捕獲に係る報償制度を設けており、狩猟による捕獲数は多い。

◇ 狩猟者登録者によるタヌキの捕獲数の推移

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
頭	869	1,423	594	929	755	892	701	987	954	773

4 公害対策【表26-1～8、27-2】

(1) 公共用水域及び地下水の水質測定

公共用水域の水質を監視するため、平成26年度は国府川(2地点)、両津湾(4地点)、加茂湖(4地点)、真野湾(4地点)、小木港(2地点)について水質測定を実施した。全ての地点で健康項目(有害物質)に係る環境基準を達成していたが、生活環境項目については、一部の地点で有機物による汚濁状況を示す代表的な指標であるCOD(海域)及び大腸菌群数等が環境基準を達成しなかった。

また、閉鎖性水域の富栄養化の程度を示す指標である全窒素及び全リンについては、類型指定がなされている全3水域(両津湾、加茂湖、真野湾)で環境基準を達成した。

地下水については、4地点で概況調査を実施したが、1地点で「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過したため、超過地点を含め9地点で汚染井戸周辺地区調査を実施したところ、新たな調査地点では全て環境基準を満たしていた。また、8地点で継続監視調査を実施したが、そのうち3地点で砒素が環境基準を超過した。環境基準を超過した地点については、今後も継続監視調査を実施する。

(2) 立入検査

水質汚濁防止法、大気汚染防止法等に基づく立入検査を実施した。平成26年度の延べ検査施設数は下表のとおり。

区 分	水質汚濁防止法	大気汚染防止法
施 設 数	39	26(内アスベスト2)

(3) その他

平成26年度は、油流出等24件の異常水質事案に対応し、指導等を行った。

